

第23回
大野郡5町2村合併協議会
会議録

第 2 3 回大野郡 5 町 2 村合併協議会議事録

開催日時	平成16年10月30日(土)午後1時30分 ~ 午後8時10分
開催場所	朝地町公民館 ホール
出席者	別紙
経過報告 議 事	(経過報告) 協議事項 < 継続協議 > 協議第 61 号 病院・診療所の取扱いについて 「協定項目第 35 号」 その他
議 長	大野郡5町2村合併協議会 会長 芦 刈 幸 雄

第23回大野郡5町2村合併協議会出席者名簿（平成16年10月30日開催）

町村名	職名	氏名	備考
三重町	三重町長	芦刈 幸雄	会長
	三重町議会議長	生野 照雄	
	三重町新市まちづくり委員会委員長	小野 幸義	
清川村	清川村長	森 健一	監事
	清川村議会議長	江藤 秀明	
	清川村新市まちづくり委員会委員長	衛藤 康晴	
緒方町	緒方町長	山中 博	副会長
	緒方町議会議長	伊藤 憲義	
	緒方町新市まちづくり委員会委員長	大塚 尊俊	
朝地町	朝地町長	羽田野 昭太郎	
	朝地町議会議長	浅野 益美	
	朝地町新市まちづくり委員会委員長	森 憲一	
大野町	大野町長	佐伯 和光	
	大野町議会議長代理（副議長）	阿部 義弘	監事
	大野町新市まちづくり委員会委員長	大野 晃達	
千歳村	千歳村長	阿南 宏	
	千歳村議会議長	高野 健治	副会長
	千歳村新市まちづくり委員会委員長	宮成 三生	
犬飼町	犬飼町長	山村 昭三	
	犬飼町議会議長	若松 成次	
	犬飼町新市まちづくり委員会委員長	佐藤 忠憲	
大分県	大野地方振興局長	林 満男	
事務局	局長	赤嶺 信武	
	次長	倉原 浩志	
		田北 厚生	総務班
		江藤 喜啓	企画部会
		和田 裕之	産業部会
	局員	佐保 正幸	総務部会
		後藤 将彰	
		清水 康士	企画部会
		衛藤 成史	文教部会
		佐藤 浩	
		内田 健児	民生部会
		関谷 隆一	
		隈田原 勇次	建設部会
		池永 善博	
		衛藤 恒範	産業部会
	首藤 英治	総務班	

赤嶺事務局長

それでは、ただ今より、第 23 回大野郡 5 町 2 村合併協議会を開会させていただきます。本日は大野町の議長が所用のため、代理で副議長の阿部副議長が出席していただいております。開会に当たりまして、協議会規約第 10 条第 1 項により、本日の会議は成立していることをご報告申し上げます。早速、会議次第に入らせていただきたいと思います。開会あいさつを、副会長であります緒方町の山中町長にお願いいたします。

山中副会長（緒方町長）

こんにちは。今年は農繁期が天候不順で、何かとお忙しい時期だと思っておりますが、本日は第 23 回目の 5 町 2 村合併協議会であります。よろしくご進行いただくようお願い申し上げます。開会の言葉に代えますどうぞよろしくお願いいたします。

赤嶺事務局長

ありがとうございました。続きまして会長あいさつを、芦刈会長、よろしくお願いいたします。

芦刈会長（三重町長）

はい。皆さんこんにちは。本日は第 23 回大野郡 5 町 2 村合併協議会開催のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様方には大変ご多忙の中をご出席いただきまして、誠にありがとうございました。これまで、第 22 回の協議会までに、71 案件のうち、70 案件の協議決定をいただいたところがございます。本日は 10 月の 15 日に開催をされました第 22 回の協議会で継続協議となっております、協議第 61 号の案件につきまして協議をいただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

赤嶺事務局長

続きまして、地元町長であります、朝地町の羽田野町長のごあいさつをお願いいたします。

羽田野委員（朝地町長）

はい。どうも皆さん方、お疲れさまであります。今、会長が申しましたように、あと残り 1 項目であります。いわゆる最後のハードルを越えるか越えないかというような、重要な当町での会場の会議だろうと思っております。皆様方の英知を結集致しまして、5 町 2 村の合併がスムーズに進みますよう、最大な議論をしていただきまして、このハードルを乗り越えるようお互いに努力をしてほしいと思っておりますし、私も努力致したいと思っております。皆様方のきょうのご審議、重要なご審議をお願い申し上げます。あいさつに代えさせていただきます。よろしくお願い致します。

赤嶺事務局長

ありがとうございました。本日のこの会場は、朝地町職員の方々のご協力をいただきまして準備することができました。事務局からもお礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。それでは引き続きまして、事務局より経過報告を致します。お配りしております資料 1 の 1 ページをご覧くださいと思います。10 月 15 日の金曜日であります。第 22 回の協議会を開催しております。それから 10 月 18 日の月曜日であります。収入役会議。これは指定金融機関について協議をお願いしたところでもあります。10 月 21 日に第 35 回町村長連絡会。そして同日、組織・機構の検討委員会を開催しております。本日、10 月 30 日に第 23 回協議会ということになっております。以上で経過の報告を終わります。次第 5 以降につきましては、協議会規約第 10 条第 2 項によりまして、会長が議長を務めることとなっております。会長、よろしくお願いいたします。

芦刈会長（三重町長）

はい。それではこれから会議の議長として進行させていただきますので、会議の進行にどうかご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。最初に、議事録署名人の指名についてでございますが、清川村議会議長の江藤議長さんと、朝地町まちづくり委員長の森委員長さんのお二方に、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは早速でございますが、議事に入らせていただきます。協議と致しまして、継続協議となっております「協議第 61 号病院・診療所の取扱い」につきまし

て、協議をいただきたいというふうに思っております。

これまで、第 22 回の協議会以降、それぞれ各町村でこのことにつきましては、新市まちづくり委員会、あるいは議会独立委員会等でご協議をいただいたというふうに思っておりますが、それぞれの町村からご意見を伺いたいと思います。最初に、この協議「第 61 号病院・診療所の取扱い」についての本文でございますが公立おがた総合病院および清川村国民健康保険直営診療所については、公立医療施設総合検討専門委員会の検討結果を踏まえ、合併までに調整する。という、この本文につきましては、まずご意見を伺いたいというふうに思っております。まず、三重町。

生野委員（三重町議会議長）

はい。お疲れでございます。三重町の議長の生野でございます。協定項目第 35 号、ただいま読みましたように病院・診療所の取扱いにつきましては、三重町と致しましては、新市まちづくり委員会、そしてまた、議会特別委員会で慎重に審査を致したところでございまして、この原案の通りに三重町は承認を致すところでございます。なお、また新市における病院専門委員会からの報告書につきましては、また実行する担保が必要ではないかという意見が出ております。以上でございます。

芦刈会長（三重町長）

はい。三重町からは原案に賛成ということでございます。続きまして、清川村。

森委員（清川村長）

はい。清川村であります。清川村の新市まちづくり委員会、議会の特別委員会ともに協議を致しました。意外と意見が出ておりますが、申し上げる機会があれば申し上げたいと思っておりますし、この報告につきましては、原案に賛成ということであります。以上です。

芦刈会長（三重町長）

はい。清川村さんにつきましても、原案に賛成ということでございます。ありがとうございました。続きまして、緒方町さん。

伊藤委員（緒方町議会議長）

緒方町の伊藤でございます。法務省の概要につきましては、非常に緒方町とすれば、納得のいかない部分があるということでもあります。後でまた、意見は言わせていただくというふうに考えておりますけれども、この本文については、これで理解致したいと思っております。

芦刈会長（三重町長）

はい。ありがとうございました。続きまして、朝地町さん。

浅野委員（朝地町議会議長）

原案に賛成の立場でございます。ただ、要望と致しまして、地域医療の立場から、おがた病院の独立行政法人だけは、なっほしくないなど。地域医療の観点から、何とかそういう立場にだけはならないように、経営努力をして新市の中で頑張りたいと。原案には賛成でございます。要望を致しております。

芦刈会長（三重町長）

はい。朝地町さんからは、原案に賛成ということでございます。続きまして、大野町さん、お願いします。

佐伯委員（大野町長）

大野町も原案に賛成でございます。

芦刈会長（三重町長）

はい。ありがとうございました。大野町さんも原案に賛成ということでございます。続きまして、千歳村さん。

宮成委員（千歳村新市まちづくり委員長）

千歳村も、原案とおりで賛成ということでお願いします。

芦刈会長（三重町長）

はい。千歳村さんも、原案に賛成ということでございます。続きまして、犬飼町さん。

山村委員（犬飼町長）

犬飼町でございますが、犬飼町も原案のとおりでございますが、ただ、条件がございますので、色々と後から申し上げたいと思います。以上です。

芦刈会長（三重町長）

はい。ただ今お聞きの通り、この協議第 61 号の病院・診療所の取扱いについてにつきましては、原案に賛成ということでございます。続きまして、これに付帯しますご意見があれば、お伺いしたいというふうに思っております。まず、三重町さん。

生野委員（三重町議会議長）

先ほど申しましたように、三重町としては、この病院・診療所の取扱いにつきましては、52 項目中の最重要項目として、今まで考えてきたわけでございます。それで 5 町 2 村合併協議会に対しまして、ぜひとも協議書を添えていただきたいということでございます。この協議書につきましては、三重町として、今、資料を持っているわけでございますが、ちょっと皆さん方には配布をしなければいけないのではないだろうかと思っておりますが、どうでしょうか。

芦刈会長（三重町長）

はい。三重町から申し入れとして、協議書配布についての協議がございました。いかがでしょうか。配布させていただいてよろしいでしょうか。

はい。それでは少し、ちょっと休憩を取らせていただきます。ちょっとコピーをさせていただきますので、ちょっと休憩をさせていただきます。

（休憩）

芦刈会長（三重町長）

はい。資料を配布させていただきましたが、協議を再開致します。三重町から説明をお願いしたいと思います。

生野委員（三重町議会議長）

はい。それぞれ、お手元に三重町の配布の協議書（案）がいかれたと思いますので、三重町と致しまして、この場で発言させていただきます。

大野郡 5 町 2 村合併協議会協定項目協議にかかる協議書。大野郡 5 町 2 村は、協定項目第 35 号「病院・診療所の取扱い」に関して、下記のとおり付帯事項について協議書を取り交わすとともに、新市発足後直ちに実施することとする。

記と致しまして、

1. 協定項目の内容。〔協定項目第 35 号〕病院・診療所の取扱いについて。
2. 協議結果の内容。

（1）公立おがた総合病院について。

経営形態については、地方公営企業法全部適用（以下「全適」と表記）を新市発足より 2 年半以内に実施する。

全適実施後 2 年以内に経営が好転しない場合は独立行政法人、公設民営化等さらに独立性を高めた経営形態を「公立医療施設評価委員会（仮称）」にて再検討する。

自立した経営に当たり、収支バランスを検討し、より収益性を図るため職員給与の見直しを実施する。そのほか外部委託、適宜適正な職員配置、非常勤職員等の柔軟な活用等あらゆる経費節減の努力を検討実施する。なお設備投資に当たっては、収益性を考慮し、経営上過大な負担にならないよう努める。

一般会計からの繰出しは、現在の基準ないしはそれ以下とする。繰出し基準は定期的に見直す。減価償却費等を原資とする損益勘定留保資金は、可能な限り繰上げ償還に活用する。

外部監査制度の導入及び病院事業管理者の公募並びに新会計基準の導入を検討する。

(2) 清川国民健康保険直営診療所について。新市移行後、国保直営診療所として、経営の収益性を高めるように努める。ただし、新市に移行後、直ちに「公立医療施設評価委員会(仮称)」にて、民営化、公立おがた総合病院の付属診療所への移行も含めて経営形態を検討する。

(3) 公立医療施設評価委員会(仮称)の設置について。以上の協議結果を実施するための検証機関として、新市発足後直ちに「公立医療施設評価委員会(仮称)」を設置する。報告の具体的実施の調査・検証を趣旨とするが、具体的には、全適への移行状況の検証、さらに全適移行後もその経営状況を検証し、改善が期待できない場合はさらなる経営形態の検討検証等を行う。また、清川診療所の経営形態を含めた経営状況の検証も行う。本委員会は、情報公開の原則に則り会議、資料を公開する。地域医療確保の観点から開設者、管理者、学識経験者及び民間関連団体より委員会を設置する。

という、以上のように三重町の付帯事項を協議書の案を、今、朗読説明したわけでございます。皆様方のご検討をいただきたいと思います。

芦刈会長(三重町長)

はい。三重町から出されました協議書につきましては、ただ今、配布をしたばかりでございますので、これの内容につきましては、後ほど、また各町村で検討をされる時間を持ちたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。続きまして清川村さん、本文に対する付帯事項等があればお願ひいたします。

森委員(清川村長)

はい。先ほど申し上げましたけれども、協定項目の原案に対しては賛成という立場を取っておりますが、委員会におきまして、さまざまな意見が出ておりますので、意見を述べさせていただきたいと思ひます。

それで、合併後どうかこうかという、そういうことではありません。清川村の気持ちとして受け取ってもらえればよいです。

清川村国保直営診療所は、昭和57年に村内唯一の民間開業医が廃業したことに伴い、行政の役割として村民の生命と健康を守り、医療不安の解消を目的に、昭和58年に大分県の支援を受け開設致しました。以来21年間、初期診療、在宅医療への支援を基本的役割とし、さらに保健・福祉との連携を図り、住民の暮らしを支える地域包括ケアの要としての機能を果たしてきたところであります。

これは、村民と協働で構築されました、この地域で生活するための安心のシステムであり、村民の財産でもあります。このような住民生活に直結した診療所の将来は、今回の合併によって揺らぐことは到底看過できないものであります。このような住民生活に直結した診療所の将来は、そういうことにならないようにぜひお願ひしたいということでもあります。

そもそも、今回の公立医療施設総合検討専門委員会の設置は、昨年、三重町が離脱表明後の復帰に伴い確認をされた申し合わせ事項により設置されたものであって、おがた病院のあり方に対する専門委員会であり、本来、清川村の国保直営診療所は対象外のものであります。しかし、新市の地域医療のあり方をめぐって、おがた病院問題が議論されるのであれば、清川村の直営診療所も一緒に議論をしていただき、充実した運営のあり方をご提言頂ければという、前向きな善意な気持ちを持って、当専門委員会の議論に加えさせていただいたものであります。いわば、今回の合併協議の阻害要因でもなければ、合併関係町村にご迷惑をお掛けしたことはまったくないのであります。

それだけに今回の答申の内容につきましては、清川村国民健康保険直営診療所に関しての(2)の報告は、清川村および清川村民の不安をあおるだけでなく、清川村の善意を踏みにじる報告内容といえます。

そこで以下のとおり、申し入れを致します。1番目に、地域住民の医療、安心、そして安全な生活を確保するために、国保直営診療所の安定的な継続が合併にあたっての住民合意であることを関係町村は了知をしていただきたいと思いますということをいっているのであります。2番目に、専門委員会の報告は合併協議会の要請によりまとめられたものであり、報告書の内容そのものが地域住民の合意を得たものではありません。あらゆる行政がそうであるように、新市における清川村国保直営診療

所のあり方に関する検討は、地域住民に対する事前の十分な説明と合意に基づいて行わなければならないと思っております。

以上2点、これはまちづくり委員会、それから特別委員会とで強い意見として、この場でひとつ皆さんに審議してもらいたいということでもあります。あくまでも先に言いましたように、議案には賛成でありますけれども、村の思いとして、こういう意見がありますよということを知っていただきたいということでございます。

芦刈会長（三重町長）

はい。ありがとうございました。続きまして、緒方町。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員長）

緒方町と議会、そしてまた、まちづくり委員会を総合して、代表して、大野郡5町2村合併協議会公立医療施設総合検討専門委員会報告書に対する意見を述べさせていただきたいと思っております。

大野郡5町2村の合併に向けて、ご尽力をいただいている事に厚く感謝申し上げます。

また、公立医療施設総合検討専門委員会の委員長始め委員各位には3月17日の第1回開催以来、12回にわたって検討をいただき、真摯に論議いただいた事に厚く感謝申し上げます。

さて、清川村国民健康保険直営診療所に関する報告についても地域の医療事情や地域住民の気持ちを考えて納得できるものではありませんが、緒方町にとって最大の財産である公立おがた総合病院について、その運営の姿勢と経緯を説明申し上げ、緒方町の立場をご理解いただき委員会報告書についての意見を申し上げたいと思っております。

公立おがた総合病院の医療圏域内では、高齢化により死因別死亡率は悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が高く、疾病構造は成人病中心が顕著となっておりますし、住民の健康保持の意識の高まりや病後や高齢化による身体の不自由から保健、医療、福祉に対する要望は多様化、高度化しています。これに対応し、医療供給体制も診療機能と設備の高度化や病診連携、病病連携という言葉で表現されるように、医療施設内の機能分担と相互連携が求められるようになりました。さらに総合病院の役割として、疾病予防や治療、リハビリテーション、在宅ケアに至るまでの包括的な保健医療体制の確立が急務であり、医療過疎地域であった小児医療の充実や救急体制の整備は公的病院の社会的責任として要望されております。当院は開設以来65年間にわたり、地域住民の健康を守り、その時々時代の医療ニーズに応え、地域に根ざした医療を提供してきました。

しかしながら病舎の老朽化による院内アメニティの改善・充実や医療技術の進歩に対応した設備の近代化は当院が将来にわたり住民の要望に応えるためには不可欠な要素であり、医療保険制度や医療制度の将来的動向を見据えた病院存続のための最良の方法であろうと判断され、8年間の準備期間を経て新築されたものであります。

新築に当っては 地域に愛される病院であること。 地域の中核的病院であること。 他の医療施設との連携や保健事業、福祉事業との連携に積極的にとりくむ病院であること。 地域住民に良質な医療を恒久的に提供するため健全経営であること、等を基本方針にし、長期的な展望と確実な経営見通しで計画されてきたものであります。

それ故、せっかく公立医療施設専門検討委員会で論議頂いた報告書で経営の合理化を目指すなどのご指摘は今後自らがやらなければならない当然のことと受け止めますが、一部には私どもと見解を異にする内容もありますので、その要点のみを申し上げ、皆様方のご判断を頂ければ有難いと思っております。

1. 「公立の医療施設として、地域医療充実のため小児医療、救急医療、政策医療、二次医療を担い、その充実に寄与すべきである」ということが報告されています。それらについては病院経営上不採算になりやすい部門です。本来経営を重視するのであればそれらの部門については、必要最小限にとどめていくことが最善ですが、公立の立場として地域医療を充実させていくためには、経営重視を優先し必要最小限で済ますということは住民福祉の観点から許されません。そのため、経営を支援し公立の医療施設を維持存続させていく観点から、「その性質上経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」や「当該病院事業の性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」については、一般会計から病院会計へそれらに係る経費の一部が国の定める基準により繰り出されています。

このことを考えると、報告書では、前述のように地域医療の充実に積極的に寄与すべきであると謳いながら、一方では一般会計からの繰り出しについては現在の基準ないし、それ以下にすべきとし

ており、施策実現と財源の確保に不一致が見られるという矛盾があると考えます。

2. 報告書では現行の公営企業法一部適用がなぜ適切でないかという判断根拠が示されておりません。また、全部適用への移行を新市発足より2年半以内、さらには全適実施後2年以内に経営が好転しない場合は、独立性を高めた経営形態を再検討するとありますが、2年半以内及び2年以内の期限の確固たる根拠がまったく示されていませんし、また何を基準に好転と判断されるのかについても示されていません。

経営形態の方向性を示すのみであれば専門委員会の報告としては妥当だと考えますが、それにさらに踏み込んで新市の首長及び新市の議会で決定するのが本来だと思われる事項についてまで言及は出来ないと考えます。

3. 損益勘定留保資金とは、減価償却費や資産減耗費等、現金支出を必要としないものを費用に計上することによって企業内部に留保される資金で、これらは、地域医療の充実と更なる収入を確保するために行う設備投資や企業債の元金償還に充当するのが通常です。また、繰上償還は国の金融政策と病院の資金状況と当該自治体の財政計画との調整がとれて初めて可能になるもので、通常は極めて困難です。仮に、繰上償還が可能になったとしてもそのことにより、国からの交付税が減額になり、新市のデメリットになると考えます。

このようなことから損益勘定留保資金の活用を企業債の繰上償還に言及するのは、利益を減失させ、健全なる経営をないがしろにし、将来を見据えた地域医療の充実をも阻害する危険性をはらむものです。

4. 公立医療施設評価委員会（仮称）の設置は、現在緒方町においても同様の委員会が検討されており、公立施設の透明性を高める意味から必要と思われます。しかしながら、この委員会の機能の中には地域医療の観点からどのような医療が住民に提供されるのが望ましいのかということも含め、その上で経営の見直しも検討されることが必要です。

現在の医療制度や医療政策は国民健康保険制度の改変が平成18年度には実施されるよう国で検討されているように、今後大きく転換されようとしています。この制度改変にどのように対処していくのか、新市の医療施策の根幹をも左右する委員会ともなりましょう。このような機能を含め検討されたいと考えます。

以上、緒方町としての見解を申し上げましたが、そもそも「公立医療施設総合検討専門委員会」は、合併協議会から課題について付託され、それに基づいて報告書を提出したわけでありますが、その報告内容については、あくまでも新市執行体制確定後の政策決定権を超えないことが前提と考えられます。それ故、この報告書の取り扱いについてはその具体的な事項について、合併後に検討されることを確認いただくようご提案を申し上げて終わります。ありがとうございました。

芦刈会長（三重町長）

はい。ただ今、出されましたような意見でございます。続きまして朝地町さん。

羽田野委員（朝地町長）

朝地は原案通りでありますから、別にありません。あと二、三、協議書の状況によっては多少質問をして見たいことがありますので。以上です。

それから、うちの議長からの話がありましたように、期限内に効果が見られるように取り組み、独立行政法人だけはなあってほしくないというのは、これは新市まちづくり委員会でも十分に議論をされたところでありますので、それについては今後ともそういう方向で対応していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

芦刈会長（三重町長）

はい。要望ということで。はい。ありがとうございました。続きまして、大野町さん。

佐伯委員（大野町長）

大野町でございます。私自身がこの専門委員会に所属しておりますので、ここではうちの議会と新市まちづくり委員会が出ました意見を述べさせていただきます。考えた方向につきましては、うちは協議書というものは特に必要だというふうには考えていないということでございます。当然この専門委員会の報告については、尊重されるべきであろうというふうな意見でございますが、それにつきましては、このおがた病院、清川村診療所につきまして、地域包括ケアが非常に大事である

ということで、清川村診療所の初期診療、それからおがた病院の休日・夜間、あるいは小児・救急という、本当に大事な機能・役割があるので、これは育てていくべきであるということでございます。それから適用の方向につきまして、経営内容でございますが、全部適用という方向でございますけれども、これはいろいろな諸事情からやむを得ない方向ではないだろうかというふうな見解でございます。

ただ、この中で、移行期間が2年半ということではめられているが、それでできるのだろうかというふうな意見が強く出されているところでございます。そういうことで、この公立医療施設の機能・役割と併せまして経済性という両面を、新市において住民に協議検討を願いたいという意見が出されているところでございます。以上でございます。

芦刈会長（三重町長）

はい。ありがとうございます。続きまして、今、大野町さんからはそのような意見が出たということでございます。続きまして、千歳村。

宮成委員（千歳村新市まちづくり委員長）

千歳は原案通りということで、何もありません。

芦刈会長（三重町長）

はい。意見は何もなしということでございます。続きまして、犬飼町さん。

山村委員（犬飼町長）

犬飼町でございますが、病院・診療所の取扱いにつきましては、犬飼町は原案に賛成したところでありまして。しかし、私のところのまちづくり委員会、議会の特別委員会等におきまして、公立医療施設総合検討専門委員会の最終報告を基に検討をいたしました。この中で、この報告書がペーパーにならないためにも、新市において直ちに実行するというような協議書を作って、そして新市に移行したい、こういうような意見でございますので、犬飼町の新市まちづくり委員会、議会特別委員会の意見を申し上げて、何らかの協議書を作って、この報告書が実行できるようにしていただきたい。以上でございます。

芦刈会長（三重町長）

はい。犬飼町さんからは、意見として、協議書を作って実行していただきたいというような意見。はい。ただ今、三重町からは協議書案、それから清川村さんからは原案に賛成ということで意見が出ました。緒方町さんからは、報告書について合併後に検討されることを確認していただくようにというようなご意見でございました。それから朝地町さんからは要望、大野町さんからは意見がありました。千歳村さんからは、なしということで、犬飼町さんからは意見が出まして、何らかの形で協議書を作って、直ちに実行してもらいたいというようなご意見でございました。

そのようなことで、今は協議書案ということで書面で出されましたのが、三重町からでございます。従いまして、今、出たばかりでございますので、ここで2時40分まで休憩をさせていただいて、その協議書の内容等につきまして、各町村でご検討いただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。はい。

生野委員（三重町議会議長）

はい。休憩前に先ほどの緒方町から出されました意見につきまして、4項目ほど、この報告書についての指摘がございました。その点について、ちょっとコピーを頂かないとこちらも分からないのですが、コピーを頂くことができればありがたいのですが。

芦刈会長（三重町長）

はい。そのようなことでございますが。

伊藤委員（緒方町議会議長）

よいですか。

芦刈会長（三重町長）

はい。

伊藤委員（緒方町議会議長）

報告書に対しての一応意見でありますので、三重町さんがどうしても欲しいということになれば、私どもも、また協定書を出すようになりますので、今のところは、先ほどの意見でひとつまとめさせていただきたいというふうに思います。

芦刈会長（三重町長）

はい。書面ではなくて、生野議長さん、意見としてということでございます。はい。そのことを含めてちょっと休憩を取って、議論を、協議をいただきたいとします。はい。それでは。はい。清川村長。

森委員（清川村長）

今、三重町さんからの協議書の案ですか。これが配られました。このいちばん最後のところに三重町長とか町村長が載っている。名前というか、町村が載っておりますのは、この町村長が同意をするということでしょうか。ちょっとお聞きしたい。

芦刈会長（三重町長）

はい。では。

生野委員（三重町議会議長）

はい。この公立おがた病院に対しましては、非常に重要な問題でございますので、やはり現町村長さんが確認をしたということをご記載しているわけございまして、署名も最終的にはお願いしたいと思っております。

芦刈会長（三重町長）

はい、どうぞ。

羽田野委員（朝地町長）

私もそのところをちょっとお聞きしたかったわけですが、この大野郡5町2村合併協議会の最大の議決機関というのは、この協議会ですね。

芦刈会長（三重町長）

はい。

羽田野委員（朝地町長）

この協議会が決めたことに対して、なおかつまた町村長がそれを同じようにするということがどういう意図があるのかなというふうに思います。これはあくまでも、前段の協議会の内容がそれでお互いよいということであれば、これは尊重されるべきものであって、それをなおかつ、今度は町村長が裏付けをするということになりますと、なぜ町村長がということになります。そうなればもう全部が、全員がこればかり裏付けをするという話になるのではないかと思います。町村長ですということではなくて、この協議会でそれをするわけですから、協議会の確認ということをお私最大限の、一番、今この5町2村の合併協議会は、一番大きな議決手段だろうというふうに思っておりますので、なぜそこで町村長だけが、そこでまた、しなくてはいけないのかと。

例えば、今、三重町さんから出ております協議書を見ますと、ほとんどが専門委員会の裏打ちになるわけですね。だから報告書に語句を重ねるような、これは協議書だろうというふうに思います。当然、後はどうするかということになります。それは今申しましたように、この協議会で一応議決をして、協議会でそれを最終的に確認をするというのが、今のこの協議会の中では一番ベターな協議の確認方法だろうというふうに思いますが。その辺、町村長にそれをさせるという、その辺、ちょっと内容につきましてご説明をいただければ。また、納得すれば、それは当然、そこでまた町村長との連絡の中でも議論していかなくてはなりません。今申しましたように、この

協議会の最高の議決機関はこの協議会でありますから、全体を、この協議をしたものが、全体責任になるというふうに思っております。以上です。

芦刈会長（三重町長）

はい。生野議長さん、どうぞ。

生野委員（三重町議会議長）

はい。この病院・診療所の取扱いにつきましては、付帯事項の協議書を三重町の案として出しているわけですが、現町村長さんには署名を頂きたいということですが、これまでの協定項目で、すでに確認されたものの中には、現行の通り実施するとか、合併後速やかに策定するとか、現行の制度を保証するといったことで確認をされてきております。これが、この確認事項は住民合意を得ながら確認されたものであり、原則、新市において、これらの確認事項の実現を図ることが、今の首長並びに議員の責務だろうと私どもは考えております。従って、新市の市長が決めるというような形ではなく、決めるということであるからといった議論も先ほど、議論は出ておりませんが、緒方町の方からもちょっと出ておりましたが、これまでの協定項目の確認は何だったのかということにもなりかねないかなというような考えの中で、町村長の署名というようなことを入れたわけですが、朝地の町長さんは、なぜ町村長だけが確認をしなければならぬかということをおっしゃっていただきましたけれども、この協議会が最高の場であるから協議会で確認すればよいのではないかと、今、おっしゃいましたが、それならば協議会の全議長、そしてまた新市まちづくり委員長さんも、この確認に加わっていただければ大変、また確実性が出てくるのではないだろうかと思っております。

芦刈会長（三重町長）

はい。今、この中身ではなくて、取り扱いについての、今、協議がされているようでした。はい。

羽田野委員（朝地町長）

分かりました。ではそういうことを含めて、後で皆で、一応議論をしてみようではありませんか。それで私も、今この場でどういうふうに結論ということではありません。ですから、そういうことがよいかどうかということを含めて、また議論をしていきたいというふうに、私どもの朝地町でもまたそれは議論していきたいと思っております。

芦刈会長（三重町長）

はい。これから 20 分ほど休憩を取らせていただいて協議をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは 2 時 50 分まで休憩を取らせていただきます。よろしく申し上げます。

（休憩）

芦刈会長（三重町長）

はい。それでは協議を再開させていただきます。その前に一点だけ、確認をさせていただきたいと思っております。緒方町の新市まちづくり委員長さんから出されました先ほどの意見につきましては、意見のみということですのでよろしいでしょうか。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員長）

はい。それでよいです。

芦刈会長（三重町長）

はい。分かりました。それでは、先ほど三重町から出されました協議書、そのことにつきまして、それぞれのご意見を伺いたいというふうに思っております。まず、清川村さんから。はい、どうぞ。

衛藤委員（清川村新市まちづくり委員会委員長）

まちづくり委員会の衛藤でございます。ここに至って、問題が詰まってきているわけですが、少し私の方のまちづくり委員会で議論したところ、少しお話をし、できれば余裕がある形での妥結といいますか、そういうものがお願いできればありがたいなと、そういうふうに思います。

それで、ちょっと後もどるかもしれませんが、きょうは傍聴の方も多いわけで、初めての方もおりだろうと思います。

そもそも清川の診療所がこの専門委員会の対象になったということについては、先ごろ村長からお話をし、そもそもこれは、合併協復活の時の協定書の中には、清川村診療所というのはなかったのであります。そうかといって、私どもとしては、きのういろいろと議論をしましたが、実は私は清川の国民健康保険直営診療所の2代目の事務長を勤めた男です。その当時は、自治医科大学の若い先生が来てくれていました。多い日には一日に100人を超すこともありました。従って、この患者の動向というのは、これは流動的なのであります。このごろ少し減り続けているわけですが、かつては一日100人も押し掛けてきた。それは清川の間が半分ぐらいで、他はよそから来てくださっていたということを私は記憶しています。若い医者は、昼飯が午後3時ごろ。もう持たないと若い医者と言うように、患者が押し掛けて来てくれたこともあるわけです。従って、経営とか患者の数とかいうものは、非常に流動的なものである。そういうことをまず申し上げたいわけでございます。

それから私どもとしては、そうはいってもこういう報告書が出ているわけですから、要はやはり、今までおいでになられた方はお分かりだと思いますけれども、私の方の砂田の真中でありまして、診療所、それに保健センターが引っ付けてつくってあります。そして隣に保育所がありまして、その上に老人保健センター、「みつば苑」という。さらにその隣に社会福祉協議会の事務所があって、そこに在宅介護支援センターの事務所も備えているわけです。その福祉、かつては医療・保健でありましたけれども、今は福祉も加わって、総合的に清川の人間に安心感を与えるその仕組みの中心を、実は診療所が役立っているかなという気がしているわけでありまして。

そして私は、この座談会、最近の座談会に5カ所出ましたけれども、どこでも、特に高齢者から、診療所を現行でやっていただくように各町村の方をお願いしてくださいと、こういうことを言われております。従って、そのことも清川村の人間の気持ちをよくおみ取りをいただきたいというふうに思うわけです。これには廃止するとは書いてありませんけれども、民間委託か、あるいは民営化とかいうことになっておりますけれども、最悪の場合でも、現状、住民に与えている安心感を与えていただくようお願いしてこいというような、まちづくり委員会、あるいは座談会等の意向でございます。

それから、あと健康づくりのことでありますけれども、私は来月12日に、県が健康21大分県健康づくり推進大会というのを来月12日に芸術会館でやるというので、私は個人的に案内を頂いております。来てくれと、来て話を聞いてくれという案内を頂きましたので、2人で参加するように申し込みをしました。それから、ここにきょうもらった、大分県老連の機関紙であります。この中の3分の1は高齢者の健康づくりのことが書いてあります。そのように、今は病人をつくらぬということに、非常にこの世の中は動いているわけでありまして。これは後期高齢者がどんどん、私も再来年から後期高齢者に入るわけでありまして、後期高齢者がどんどん増える。少子である。年金を掛ける人、保険料を掛ける人が少なくなる。給付は増える。何とかしないと、これは大問題になります。そこで厚生労働省はいろいろな対策を打ち立てておりましたけれども、何としてもやはり健康で、後期高齢を迎えて、病気で診療機関、あるいは家族に迷惑を掛けることは、逆にひとり立ちをして、少しでも社会のために役立とう。自分の家族に迷惑を掛けまい。こういうことをいつも申し上げていると思います。

ですからやはり健康づくりということをするには、やはり公的医療機関が、どの資料をみてもやはり公的医療機関の任務である。このようになっております。私ども、小さい診療所ではありますが、そのことをわきまえて、今日までやってきているところでございます。

それからもうひとつ、公営企業法全部適用ということでもありますけれども、これはもろ刃であり、独立でありますから、やはり採算を取らなければいけない。それは分かります。しかし、これは労働関係が一般職と違います。職員の勤務労働条件、人員の配置、あるいは時間外の問題等々をすべて労働組合と協議しないといけない。これは協議をしないで一方的にやった場合には、組合がてれっとしていれば問題はありませんけれども、組合意識のある幹部がおれば、これはもう問題に。

私は地方労働委員会の委員を2年務めましたけれども、不当労働行為で使用者が勝った例という

のは私は見たことがありません。そのように、公営企業法適用というのは、これはもろ刃なのです。うまくやればよいでしょう。やるとなるとやはりやけどをする。そういうものでありますから。しかし、全適が案であるということにはなりません。従って全適が2年半後ということではありますが、そういうことをよく頭に入れて対処すべきであろうというふうに思います。

そこで協議書について申し上げますが、先ほど議論も致しましたが、これは専門委員会の報告書が再訂されているところがほとんどでありますけれども、違うところはきちんとこの結論がまったく余裕のないような表現になっています。ここが少し余裕を持った表現であるならば、立ち入って議論をしてみたい。そういうふうに思います。

芦刈会長（三重町長）

はい。清川村のまちづくり委員長さんからは、余裕のある表現をというようなことでございました。意見でございます。続きまして、緒方町さん。はい。緒方の町長さん。

山中副会長（緒方町長）

こちら相談を致しまして、いくつか質問がありますが、協議書のところですね。これはちょっと私、あるいはまた議長、またまちづくり委員長から何点がご質問を申し上げたいと思います。純粹素朴な疑問であります。報告書であります。1項目2行目に小児・救急医療、保健・福祉の包括医療と、そういうフレーズをうたっておりまして、政策医療が病診・病病連携。これは大事な理想をうたっております。この協議書にはこのところが削除されているのです。三重町としては住民の健康とか、あるいは住民の安全を守るとか、そういうことについて、根底にどういう考え方を持っているのかなど。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

芦刈会長（三重町長）

よろしいでしょうか。

生野委員（三重町議会議長）

はい。三重町の地域の医療というものはここに十分考えております。そしてまた、公立おがた病院がもたらす影響というものは、この大野郡5町2村の全地区で非常に新しい力が大きいわけでございます。三重町と致しましても保健・福祉に力を入れれば、それがやはり医療費の削減になるということも考えておりますし、また少子高齢化の中で、そういうことをしていくことが、やはり住民福祉に添えていくものであると思っております。

芦刈会長（三重町長）

はい。緒方の町長さん。

山中副会長（緒方町長）

それを、そんなことをしながら、なぜここに協議書の中で再掲をしなかったのか。これが単純な疑問ですね。私どもも報告書については、いろいろと疑問はあります。あるいは矛盾もあらうと思っておりますが、この協議書、報告書もですね、新市になって新しい市民の皆さん方が、今まで緒方町しか出なかつた書類を目で見たり、あるいは予算について知るところが多ければ、何なりと理解をさせていくものと、こういう思いを持っておりました。ですから報告書は新市の経営にとって、矛盾点は将来皆さん方が、あるいはその時々の方政者が解決していくと、こういう思いを持っておりましたけれども、実はこれをみれば、この小児救急とか、あるいは今、救急ですね。こういうことを実はやらなくてもよいのではないかと。この協議書を見れば経営だけ考えていけばよいのだと、こういうことに実際なりませんか。三重町の考え方はいかがですか。

芦刈会長（三重町長）

はい。生野議長。

生野委員（三重町議会議長）

はい。ちょっと、おっしゃる事はごもっともでございますけれども、この報告書は、私どもは、三重町と致しましては尊重しております。そしてまた公立おがた総合病院に関して、第一番目にや

はり地域の住民の安心と安全を守ることがきちんと掲げてありますので、それについてはこの報告書の中にもあるし、また三重町が協議書の中に入れていないのではないかと思いますけれども、これを、ひとつ医療をしながら、そしてまた経営を健全化していかなければならないということが、今、最重点に私どもは思っているところでございます。地域医療というものは、私どもも十分考えております。

芦刈会長（三重町長）

はい。町長さん。

山中副会長（緒方町長）

よろしいですか。この報告書では実施されるか分からないという思いで、この協議書を作られたと思うのですよ。ですからそんなに大事だと思っているならば、この地域医療、こういうことをやはり、報告書自体も何時間もかけてやったことの一番前面に出ているのですか、これ。こういうことをさておいて、経営だけすればよいと。今、われわれの病院も小児科医、これは全国で150地区に、大体二次救急という地域を分けているのですけれども、全国で唯一2カ所、小児科医がいない地域があった。これは竹田が1カ所入っているわけですね。そのために竹田の皆さん方が小児科医は1名と、しかしながら1名では24時間体制はできないと、こういうことなのですね。それで公立病院が連携をして、今、土日に必ず豊肥地区に1名、小児科医がいて、こういう体制を取っております。これはやはり費用がかかりながら、公立病院がやはりやっているわけですね。そういうことを抜きにして、経営だけを万全にしていきなさいと、あるいは採算が取ればよいと、こういうことを全面に出してくるこの協議書には、私はやはりどうしても納得がいかない。特に救急医療ですね。二次救急という、おがた病院は指定病院になっていますが、二次救急というのは救急車が行くわけです。これは24時間体制で、医師とか、あるいは看護師を待機させておかななくてはいけない。それを採算が取れないからもうやめてよいと、後は大分に行きなさい。こんな体制をわれわれは新市で取らせたくない。こういう思いであります。ですから、先ほども申し上げたような報告書の中で、経営の面ではと、あるいは採算の面ではと、これは考えなさいというのは、これは新市に行きますよと。しかしながら地域医療を捨ててまで、あるいは住民の健康・福祉を捨ててまで採算を考えようということ自体に、われわれは行政の姿勢として問題があるのではないかと、ここで申し上げたいと。それについて三重町はいかように考えているのか。こういう点ははっきりさせていただきたいと思っております。

芦刈会長（三重町長）

よいですか。はい、議長。

生野委員（三重町議会議長）

おがた病院につきまして、ここ4回会場におきまして、町政座談会等をしたわけでございます。皆さん方からみれば、切羽詰まった時期にどうして町政座談会をするかというふうにとらえたのではないだろうかと思っております。その中でやはりおがた病院に対しての意見が一番、相当数を占めるわけでございます。これだけ三重町民、そしてまた郡民の中でも、おがた病院のことに對しまして深い関心を持っているわけでございます。やはり、その出た意見の中が、ほとんどがやはり経営についての意見・質問であったわけでございます。それぞれ皆さんは、この地域医療というものは、もう十分、分かっているわけでございます。これを絶対無視して、ただ経営面だけからの意見を述べていることはなかったようにもみておりますし、また私どもも、そういうような考えの中で、今回の協議書を作成したわけでございます。

山中副会長（緒方町長）

はい。おそらくこれだけ大きな病院ですから、住民の皆さん方にとって、これが赤字になればやはり心配ですよ。これは当然のことだと思います。しかしながら、われわれも10年、この管理者をやっていましたけれども、これは赤字にさせてはいけない、あるいは皆さんから心配されるような経営状態ではいけないと。本当に四六時中、職員を引っ張って、あるいは悪いところは首を据え替えてまでもやると、こういう姿勢で経営をしてきました。ですから今、医療費の改正がありますから、予想が付かない面は若干の収支の減、増減はあります。しかしながら、固定的な経費に

については、これは赤字を出してはいけなと。これはその時々責任者が、やはり責任を持ってやらなければならないことですね。

住民の皆さんと同じように、われわれがここで心配だ、心配だとか、あるいはこれはどうなるのかとこのように言えば、皆さんに申し訳ない。そうでしょう。ですから、それは住民座談会ではそれはそういう意見が出るかもしれない。おそらくそういう意見ばかりでしょう。われわれの町もそうです。あの看護師の態度が悪いとか、あるいは夜に行ったら小児科医がなかなか出てこないとか。こんな意見が出るのですよ。それは申し訳ありませんでしたと。そういう体制にはします。ですがやはり医者も人間です。やはり病院も完璧ではない。でもその完璧に近付かせるようにわれわれも頑張りますと、こういう姿勢がなければ、私はこんな病院を持っていても、運営できないと思います。世間一般の人が言うことと、やはり経営というのは、あるいはこれを管理していくというのは、やはり別の問題ですね。これをきちんと認識してこの協議書を行うというのなら、私は別に何とも思いませんけれども、それを抜きにして、経営だけをやればよいと。これはおそらくこの業種は、一人歩きを始めたら、赤字だからつづすしかない。赤字だからどうでもよいと、その代わり救急車も行かないよと、あるいは小児科医をどこかに行ってしまうと、そうでないと、もともと採算が取れる科ではないのですよ。これはあえて置かなければいけない。内科でもうけて、小児科医でこれを吐き出すと。もうこれも収支トントンですね。こういうバランスを取りながらやはり経営していくという、そういう観点がなければ、そこの議論が何にもならない。あるいは座談会に行っても、皆さんを説得はできない。こういう思いであります。これについていかが思われているのですか。

生野委員（三重町議会議長）

はい。おがた病院に関しましては、町長さんは設置者であり、管理者であります。経営者のトップである以上、それだけの経営していかなければ、大変大きな赤字になっていくわけでございますので、それは当たり前なことではないかと思っております。その中でやはり地域医療というものを頭の中に入れて、私どもが進めていくべきであるし、またこのおがた病院は、ただ、今はおがた病院としてありますけれども、豊後大野市となれば、緒方地区にこの豊後大野市の病院があるということだけあって、私どもは全体的な考えの中で意見を述べているところでございます。

山中副会長（緒方町長）

私どもは先ほど申し上げたように、今まで緒方町が経営していた病院であるから非常に、だからこれは公営企業ですから、3月にほかのところに出て、これを持って来ましたなどといったことはありません。これは自分たちで償還して、解決をしていかなければならない問題だと思っております。ですがその情勢が65年間も続いてきたら、大人の町ですから、やはりおがた病院といえば経営が分からないと、これはもうやはり仕方がないと。仕方がない状態だと思っております。ですから何を言われても、今まではそんなものかなと。しかしながら、これは時が解決をする。時間が解決をしていくと、こういう思いであります。

しかしながら、この時期に及んで、われわれ、この協議書は経営ばかりしか書いていない。あるいは採算しか書いていない。これだけの郡民をわれわれの責任として、次に引き渡すわけにはいかないのですよ。これは、三重町は今傍聴のみなさんがいっぱいいますけれども、地域医療をすてていいという人はおそらくいないと思うのです。

救急車が、やはり先ほど大塚委員長も言われた脳梗塞、脳の疾患で倒れる人が、大野郡では200名。1年間にですよ。竹田地区で200人。年間400人が脳疾患で倒れているわけです。これが救急車で運ばれてきて、大野郡、あるいは竹田地区で処理ができない。皆、大分に行っている。これを何とかこの地域で二次救急に対処できるようにしていくと、こういう体制をわれわれはやはり頭の中で考えていかないと、行政の責任者としての立場がやはりどうかと。そんなことはどうでもよいとは、決してわれわれはいえないわけですね。そういう方法論の背景がなくて経営だけでよいと、あるいは採算が取ればよいと、こういう文章を私は納得ができない。三重町の皆様方にですね。こういうことは申し上げておきたいと思っております。

芦刈会長（三重町長）

はい。生野議長さん。

生野委員（三重町議会議長）

町長さんからこの協議書は納得できないというような、今、発言をされたわけでございます。三重町も昨年の7月4日に離脱表明をするまでは、おがた病院は新市の病院として受け取れないというようなことを申し上げたと思います。その中で、12月の再開に当たりましては、やはりおがた病院を新市の病院として受けるためには専門委員会を置いて、その中で十分論議をしてもらって、そしてそれで出た結果を尊重して、そしてこの新市の病院として、より経営効率を上げていくために、これまで専門委員会の会議の中でも尊重し、そしてまた議会特別委員会、新市まちづくり委員会もその報告書に対して認めたわけでございます。

そしてその結果、それがいかに新市で担保されるかということで、このような協議書を作成したわけでございます。そうでなくとも、やはり三重町のそれなりの考え方、おがた病院に対しての考え方なりをひとつご理解をいただきたいと思っております。

山中副会長（緒方町長）

ええ。そういうことは十分、分かっております。しかしながらその背景には、やはりわれわれは住民のために何をしなければならないのかと、こういう考え方が根底になければいけないと私は申し上げているわけですね。

新しい市になれば何もなくなると、これではわれわれの責任は果たせないわけです。新しい市になれば、少なくとも今まで以上の医療体制を確保できる。市ですよ。町ではない。市になれば、少なくとも、私はですね、大分市などというのは、ここで言ったら申し訳ないと思っているのです。高校ない。病院がない。公共交通機関がない。こんな県庁所在地は、私は日本でも珍しいなと思っているのですね。

豊後大野市には少なくとも、こういう住民の安全・安心を確保できるものがあるぞと、こういうものをわれわれはやはり言って、新しい市をつくっていく素地を、今ここでつくっておかなくてはいけないと、こういうことであります。ですから、そういう私の考え方を申し上げて、これは三重町の皆様方にもいろいろな思いはあるでしょうけれども、われわれはそういう気持ちでこのテーブルに着いていると、そういうことを理解していただいて、私の発言を終わりたいと思っております。まだいくつか質問事項があるようですので、後はちょっと議長の方をお願いしたいと思います。

芦刈会長（三重町長）

はい。緒方の議長さん。

伊藤委員（緒方町議会議長）

特に専門委員会で12回にもわたりまして、当協議会の委員でもあります佐伯町長さん、それから生野議長さんには、大変お骨折りをいただきましたことにつきまして、改めてお礼を申し上げたいと思っております。

今、うちの町長が申しましたように、生野議長もご承知をいただいて、新市の病院として引き継いでいただけるという認識はいただいている。このことは感謝申し上げたいと思っております。ただ一点、報告書を前提にした協議書の作成内容にも思われますが、病院の経営が赤字であるという認識しかない。赤字であるという認識はどこから来るのか。専門委員会にも資料を提出致しまして、第7回の委員会の資料によりますと、この推計、単年度赤字は出るけれども、内部留保金でその分は補っていけるという資料も出しているのでありますから、おそらく専門委員会の中ではその論議もされたらと思うしております。

ただ、協議書の中には、現状の分析、経営の問題点等々が記述をされておらず、そういった指摘もないわけでありまして。当然に、自分たちが自助努力をして経営ができるものであり、現実に、現病院でも過去、一般会計からの補てんをしたこともない。そういった事実がございます。65年前に、緒方町の産業組合病院として発足して以来、われわれは地域の宝としてこの病院を守り継いできたわけでありまして。一点だけ。なぜ病院が赤字と認識をされたのか、そのことを三重町さんにお伺いしたいというふうに思います。

芦刈会長（三重町長）

はい。生野議長。

生野委員（三重町議会議長）

伊藤議員さんからのお尋ねは、なぜおがた病院が赤字なのかということと、なぜ言うのかということですが、はっきりいいまして赤字経営であります。ただ、減価償却費の方からみましたときに、それが隠れて内部留保金として残るといような形の中でいきますから、実際は赤字であるけれども、病院の金庫には内部留保資金が残っていくという状態には、やはり完全な黒字とは、私どもはみておりません。

芦刈会長（三重町長）

はい。緒方の議長。

伊藤委員（緒方町議会議長）

複式簿記でありますから、当然そういった形のものが出るだろうとは思いますが、われわれは赤字が前提でこの病院は駄目だと決め付けるのをどうかというふうに思います。先ほど町長が申しましたように、公的な部分を補う部分では、ある部分は一般会計からの繰り出し。今は国・県、部分の交付税でほとんど賄っております。むしろ緒方町の一般会計にその金が残る状況であります。全適を特に否定するわけでもありませんけれども、そうした自助努力で行っていけば、決して病院が大きな赤字を出して、これはいけなくなるという状況にはならないというふうに考えます。

どうしても赤字は現実的に、赤字というのはいわゆる倒産する起点になる部分が赤字でありますから、複式簿記である赤字には、私は病院は当てはまらないというふうに考えます。生野さん、もう一度ひとつ、お願いいたします。はい。

生野委員（三重町議会議長）

よいですか。

芦刈会長（三重町長）

はい。生野議長。

生野委員（三重町議会議長）

緒方町の皆さんにとりましては、町長さん以下、議長さん、議会の皆様方も、そのようにおそらく答弁をするのが当然だろうと思っておりますし、私たち三重町と致しましては、赤字ではないということが言い切れないわけでございます。先ほど言ったように、やはり内部留保資金は貯まっていきましても、最終的には医業収入、そこでまた経費を引いたときに、そこでプラスが出るとよいけれども、そこではやはり大きなマイナスになっているわけでございますから、やはりマイナスと、赤字という考えになるわけでございますし、またそれが本当だろうと思っております。三重町も、座談会の中でいろいろと論議された中ではっきりと、もう、2つの考え方があるのです。合併を推進する方は、今、伊藤議長が言われたように、黒字だ、黒字だというような方向で皆さん方に言っているのです。それと慎重な方はやはり3億の赤字だと、病院をつないでいくのは大変であるというようなことも言っていますけれども、ですから、おがた病院は赤字であるから、今度その赤字をいかに小さくしていくかというのが、やはり新市になっての課題であると私は思っております。

芦刈会長（三重町長）

はい。続きまして朝地町さん、意見をどうぞ。失礼しました。では三重町の新市まちづくり委員長さん。

小野委員（三重町新市まちづくり委員会委員長）

はい。おがた病院の問題について、非常に論議が交わされておりますが、私の町のまちづくり委員会でも、今、議長が申されましたようにやはり赤字というのと、いや、赤字ではないと、やれるのだという2つの意見に分かれていて、大変苦慮していることはもう十分ご承知と思っております。やはり私の考えで申し上げますと、やはり将来、これは明日か明後日、あるいは2年か3年の問題の合併ではだめだと。やはり将来を見越した段階の中の合併をつくっていかねばならない中で、やはり将来、今後5町2村の中で、本当に10年後には人口がどの程度になるのか。この程度の高

齡者が出るのか、あるいは成人がいるのか等の推計を出してみたときに、私はやはり公立病院はこの将来の新しい豊後大野市に県立病院、あるいは町立病院等々の2つもある病院が、果たして経営的なものがどうなっていくのだろうかという心配もあるわけでございますが、やはりここで、おがた病院の問題については、わが町でも具体的なことはお互い素人でございますが分かりませんが、赤字があるのだとか、ないのだとか言われているわけでございますが、この辺でちょっと、緒方町長さんに赤字は絶対はないという承認でも頂ければ、私は皆さんが納得できるのですが、その辺はどうなのかお聞きしたいと思います。

芦刈会長（三重町長）

緒方町長さん。

山中副会長（緒方町長）

はい。これは専門委員会の出した数値であります。病院側の経営推計の資料提出を申し上げました。この中には、病院の事業収益、あるいは事業費用、約20億程度の収入があつて支出があるわけですが、この16年度の収支が、先ほど、ちょっと分かりにくいですが、減価償却というものがあります。これが2億7700万ぐらいあります。これは建物が新しいから減価償却費も大きいわけで、20年たてばだんだん小さくなるということですね。これを会計処理上は、出したものとして扱わないけれども、これが内部に、現実的には残っていくわけです。これが運転資金になるわけですから。これを差し引いても、差し引き前の1億4000万ほど黒であると、そういうことになっているわけですね。

ですけれども、先ほどの議長のお話のように、減価償却を引いて赤字であれば、やはり赤字ではないかと。これは非常に判断としても難しいですよ。会計処理上は、決算は赤字であるけれども、内部の留保資金は残っていると。こういうことで今まで私どもの病院はやってきました。ですから最高12億ぐらい、累計の多くの繰越金を持っております。そのうちの6億を今回、建築に使ったわけですが、ですから運転資金に困ることはないのですけれども、これをもって赤字といわれても非常に、現場の者としては非常に困るなど、こういうことであります。これを、ずっと経営推計をみていきますと、期末の現金保有高が16年度の末で6億7600万。大体6億か7億で、平成25年度には8億4000万ぐらいまで内部の運転資金が貯まっていると、こういうことでありますので、私は現実的には、迷惑は掛けるようなことはないという思いであります。これは専門委員会でも出した資料でありますから、もしご入用であれば、委員長さんにお渡し申し上げたいと思っております。そういうことはお約束出来ると思っております。

芦刈会長（三重町長）

はい。小野委員長さん。

小野委員（三重町新市まちづくり委員会委員長）

私どもからも、専門委員会として、すでに参加させていただいて、いろいろこの専門委員会の内容について、具体的にこの説明はお聞きしているところでございますが、やはり実際的には赤字だという表現をお聞きするものですから、やはりわれわれのような素人が、そういう赤字というものに対する不安から、ただ、三重町はというふうに先ほど緒方町長さんがおっしゃられましたが、やはり三重町の間人が、そういった本当にこれから先の人口の低下、へき地のこの問題からいろいろ考えたときに、そういったものがせつかく合併して、何のために合併したのかという不安感もあるわけでございます。そういった面からやはり絶対赤字は、今までこうして経験した段階の中で、そういった迷惑を掛けることはないということであれば結構なのですが、今、緒方町が一般会計から繰り入れた金額についてお知らせ下さい。

芦刈会長（三重町長）

はい。緒方町長。

山中副会長（緒方町長）

はい。16年度で、一般会計からこの病院会計に繰り出しが6256万8000円あります。この原資になるものが、国からの財政措置というものがあつて、これが1億4136万2000円あります。これ

は企業債の償還金の3分の2、元金3分の2を繰り出せば、そのうちの40%を国が補てんしますよと、こういう制度があるわけですね。それによって繰り出し基準をわれわれは病院と作っているわけですが、16年度で6200万。一番、一般会計の繰り出しが多い年で、平成20年度で一般会計から1億9144万6000円を繰り出すようになります。その時に国からの財政措置が2億1868万9000円ありますので、この時でも2724万3000円は一般会計に残ると、こういう試算を、推計しておりますので。これから考えれば、私どもは、交付税は一般会計に残って、これは行政分野の住民の健康を守るとか、あるいは医療関係をつくるとか、こういう費用に充てるということでありますけれども、現実には今まで道路費に充てたり、あるいはほかの事業に充てた事実はあります。

芦刈会長（三重町長）

はい。緒方の伊藤議長さん。

伊藤委員（緒方町議会議長）

はい。赤字の部分は今、町長が説明してご納得をいただいたというふうに思いますけれども、協議書については、これはやはり仕儀の問題だろうというふうに思います。われわれは決して医療専門委員会の報告書をないがしろにしようという思いでもありませんし、またこれを反古にしようという思いでもありません。ただ、われわれの思いと事を異にする部分、矛盾点があるという部分が、このまま協議書の中に列挙されたと。このことが、やや納得のいかない部分であります。そういったことを念頭に置くと、おそらくこの協議書は、私は賛成できかねる。そういうふうな意見を申し上げたいと思います。

芦刈会長（三重町長）

はい。まちづくり委員長さん。緒方の。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

私は今、いろいろと聞いておまして、一番、こと不思議に思うのは、なぜ緒方の病院が赤字だ、赤字だという話が蔓延しているのかなと、そのことが一番私は疑問に思うわけでございます。一体、誰がそういう資料を提出して、確実に赤字であるという自信があって言っているのかと、その辺を問いたいというふうに思いますが、今、町長からも、議長からも話がありましたように、その件についてはやめたいと思います。この三重町から出されました協議にかかる協議書。これの第1番目に、経営形態については、地方公営企業法全部適用を新市発足より2年半以内に実施するというふうに書いております。私が一番疑問に思うのは、この2年半という根拠がどこにあるのか、それをちょっとお尋ねします。

芦刈会長（三重町長）

この報告書については、内容については、専門委員会の委員長ほか、おりませんから、報告書の内容についてはちょっとお答えができないということであります。

伊藤委員（緒方町議会議長）

いや、違う。協議書の中にあるのですよ。協議書の中に。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

今、三重町さんから頂きました協議書の（1）にありますから。

芦刈会長（三重町長）

協議書について。はい。

生野委員（三重町議会議長）

協議書の（1）にあります。経営形態についてはこの地方公営企業法の全部適用と。そしてそれは新市発足より2年半以内に実施するというこの報告書でございます。これにつきましてはいろいろと、1年でやれとか、2年でやれとか、3年でやれとか、4年でやれとかいういろいろな意見が出たわけでございます。県病の場合、全適に2年で移行というようなこともありますけれども、そ

れまでには組合関係等のいろいろな協議が、やはりやり残してきたということで、これも私ども、承知しております。ですからこのおがた病院に対しては、県病のマニュアルの中から、それをひとつ参考にしていただければ、2年半以内でできるのではないかというような専門委員会の結論に達したところでございます。

芦刈会長（三重町長）

はい。緒方町のまちづくり委員長さん。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

今の答弁を聞きますと、専門委員会でそういう意見が出たから2年半にしたというふうに受け取りました。しかしこれが本当に2年半でできなかつた場合、今、生野議長が言いましたけれども、労組との関係があるからということを行いました。これが労組との関係があつて、2年半以内でできなかつた場合は、新市の市長はどう対応すればよいのでしょうか。そのところをちょっと。

芦刈会長（三重町長）

はい。議長。生野議長。

生野委員（三重町議会議長）

それはもう分かっているではありませんか。それぞれが真剣に労使関係の協議を進めていて、なかなかそれが難航して時間がたつということになれば、やはりそれは若干、時間が延びるということは分かっております。それがきちんとしたそのときの説明責任を会議しながらしていけば、はっきり分かってくるものであると思っております。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

はい。

芦刈会長（三重町長）

はい、どうぞ。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

そのときの状態で決めていけばよいというふうに受け取りました。

そうであるならば、2年半以内に実施するというふうな文言は、ちょっと考えた方がよいのではないのでしょうか。

生野委員（三重町議会議長）

やはり、いくら年数を切っても、真剣に寝食を忘れてそれに取り組んでいて、それが時間内にできないというときに、それは郡民が、また新市の市民が、それをやはり認めないということはないと思うのですけれども。やはり一応、この2年半以内ということが報告書の中で出ておりますし、また三重町の総意として出したわけでございますので、それに向かってやはり努力をし、それを期限内に達成できなければいけないと思っております。ただ、安易に時間を稼ぐというようなことは、私は決していけないと思っております。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

はい。

芦刈会長（三重町長）

はい、どうぞ。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

ここに書いておりますのは、2年半以内に実施するということですから、これはいや応なしに実施をしなければいけないことになる。先にいろいろと協議をして、できなければ先に延ばすというのならば、この文言が、2年半以内にできるように努力するだとか、何かそこに言いようがある

のではないのでしょうか。皆さん、どうでしょう。このことについては、今、委員会でいろいろと決まったとか、いろいろと言いますけれども、ここは協議会ですから、皆さんの意見で、この協議書はどのようにもでもなると思うのですが、どうでしょう。

芦刈会長（三重町長）

はい、生野議長。

生野委員（三重町議会議長）

やはり私は、この専門委員会の報告を尊重すべきであると思っております。そしてやはり、速やかに2年半以内に実施するように新市がしっかりと、新市の市長、そしてまた議会がしっかりそれを監視して、それを指導していかなければならないと思っております。2年半以内と書いていると何か中途半端な時にするのだなと思えますけれども、おそらく2年半以内に結論を出して実施する。そしてまた、変わり目の新年度には絶対に成っているというような形になるだろうと思っております。行政のやはり年度も合うわけでございますので、そういうことは今後の、この実施段階に入ってから考え、そしてまた、取り組むべきではないだろうかと考えております。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

はい。

芦刈会長（三重町長）

はい、どうぞ。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

ですから、先ほどから何回も申し上げるように、ここで実施をするのではなくて、何かそこに文言がありはしませんかということを行っているのです。そうでなければ、これを実施するという事を出してしまえば、もし新しい市長がこの文言を盾に取られたら、どういうふうに対処しますか。しかも新しい市長の権限にまで踏み込んだ内容になりはしませんか。いかがでしょう。

芦刈会長（三重町長）

はい、生野議長。

生野委員（三重町議会議長）

これまで52項目71案件中、70案件が確認をされてきました。その中には、合併前に何々をする、合併後に何々をするというように、大体が玉虫色の文言で信用しております。ですが、今回のこのおがた病院に対しましては非常に、先ほどから言っておりますように、三重町の住民も深い関心を持ってありますし、また議会もそういうふうな考えの中で、やはりはっきりとした文言を使うべきであるという考えの中で、私どもはこういう協議書を作成したところでございます。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

はい。

芦刈会長（三重町長）

はい、どうぞ。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

あくまでも三重の委員会では、文言をはっきりするというふうに、今、お答えいただきました。ここで、これだけはっきりするのであれば、もうこれが2年半以内にできなければ、この委員会が責任を持ってくれますかね。

芦刈会長（三重町長）

はい、どうぞ。

生野委員（三重町議会議長）

この委員会が責任を持つということではなくして、やはりその時の執行している市長、そしてまた議会は、そのような形では私はおかないのではないかなと思っておりますけれども。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

はい。

芦刈会長（三重町長）

はい、どうぞ。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

だったら、ここで文言を多少変えてはどうでしょうか。

芦刈会長（三重町長）

はい、どうぞ。生野議長。

生野委員（三重町議会議長）

私も、文言は専門委員会から出た報告書に基づいてこの協議書を作成しているということは、もう何度も申しております。そうなれば、この協議書の2年半以内に実施するという文言は、やはり続けてくると、もうこの報告書自体が骨抜きになる可能性もあります。ですからやはり、ここはしっかりと2年半以内に実施するというを入れておかなければ、私はならないと思っております。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

はい。

芦刈会長（三重町長）

はい、どうぞ。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

三重町の委員会では、その病院問題検討委員会の報告書がこうなっているからこうしたのだということなのですが、委員会をしては、もうこれは、うのみなのですか。委員会としては何も検討しなかったのですか。こういう後の責任と、実際、実現ができるかどうか分からないような内容を、三重の委員会では、それをすんなり受け入れたわけですか。

生野委員（三重町議会議長）

はい。

芦刈会長（三重町長）

はい、どうぞ。

生野委員（三重町議会議長）

三重の新市まちづくり委員会、そしてまた議会特別委員会も、この問題に対しましてはしっかりと協議しております。本当にしら真剣にしております。ですからその迂闊な、やはりこの協議書は作ったわけではございませんので、ひとつご理解いただきたいと思えます。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

はい。

芦刈会長（三重町長）

はい、どうぞ。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

分かりました。では今後、新市になってから、この問題が協議書として後に残ってくるわけですから、必ず問題になってきます。そのときは誰が責任を取ってくれますか。そこをちょっとはっきりと聞いて、この質問を終わりたいと思います。

芦刈会長（三重町長）

はい。生野議長。

生野委員（三重町議会議長）

それは先ほどから言っておりますように情報開示、しっかりとした情報開示をしていけば、郡民の方もどのような動きでこの病院に対しての取り扱いをしているということが理解できれば、そこまで責任を取るといふことにはいかないのではないかと考えております。

伊藤委員（緒方町議会議長）

関連してお願いします。

芦刈会長（三重町長）

はい。伊藤議長。

伊藤委員（緒方町議会議長）

先ほど全適の話という、ちょっと発言をしかけたのですけれども、今、現状は一部適用でやっているわけなのですけれども、この一部適用のお話はされたのかどうか、お伺いいたします。

芦刈会長（三重町長）

はい、生野議長。

生野委員（三重町議会議長）

はい。一部適用も致しました。約5つの提言がありますが、すべてをしております。完全民営化方式、そしてまた公設民営化方式、地方独立行政法人、さらにまた、今、言われております一部適用、そしてこの全適と、すべてのものをしっかりと、専門委員会では時間をかけてやったところでございます。

芦刈会長（三重町長）

はい、伊藤議長。

伊藤委員（緒方町議会議長）

それでは一部適用の方についてお尋ねしますが、一部適用で悪いという根拠は何であったのか、お尋ねします。

芦刈会長（三重町長）

はい。生野議長。

生野委員（三重町議会議長）

はい。やはり年間の収支が20億を前後する企業としては、この病院としては、大野郡にはそう多くない、というようなことの中で、やはり新市の市長がこれを管理者として続けていくのは、やはり不可能ではないかというようなこと。そしてまた病院は、やはり病院の事業管理者はきちんと置き、さらにまた職員の給与体系につきましてもいろいろと論議されたわけですが、非常におがた病院の職員の給料の、看護師等の給料が非常に高いということも出ていたわけですが、非常に人件費の占める割合が非常に高い。そういうものをやはり増やしていかなければならないという、これは大変、組合との交渉の中で一番難しいものではないだろうかと思っておりますし、さらにまた、これは一部適用の中では、病院長には責任があるけれども、権利というのがほとんどないのではないかとということも議論の中に出ていたところでございます。それらから

みれば、やはり地方公営企業法の全適が一番ふさわしいのではないだろうかということと、そしてまた、県立三重病院も全適に移行するというようなことの中で、公立病院が新市の中でそれぞれ同じ経営形態の中で競っているのがやはりベターではないかというようなことの中で、この全適ということが出たところでございます。

芦刈会長（三重町長）

はい。緒方の議長。

伊藤委員（緒方町議会議長）

社会の情勢が、やはりそうした公務員たりとも民間に仕事を出すというような状況の中では、その全適という部分の理論は分かりますけれども。ただ、今、現状、一部適用でやっていてほとんど問題がない。この65年間、一部適用でやってきた部分については、緒方町としては自信を持ってこの経営ができた。当然に22、23億の事業を町長が、悪くいうと片手間で行った。これは議会も町民も職員も一生懸命汗を流したと、この実績があれば、私は一部適用で行っていいと判断しております。どうしても一部適用でなければ悪いという状況がなぜ生まれたのか。その辺は再度、お願いを申し上げたいというふうに思います。

芦刈会長（三重町長）

はい。

山中副会長（緒方町長）

私はこの病院に携わってまいりましたけれども、片手間で行ったという覚えはありません。これは本当に、悩みながら、悩みながらやってきましたので、この片手間というのはちょっと、私は憤慨しております。

伊藤委員（緒方町議会議長）

ちょっと私から片手間が出ましたので、片手間の分は全面撤回を致します。

芦刈会長（三重町長）

はい。よいですか。

生野委員（三重町議会議長）

今、さすがに山中町長さんの言うように、おれは片手間で行ったのではないというようなことも言われている。伊藤議長の前で、23億その町長は片手間で行っている、議会がいろいろと努力した結果、今までこれをやってきたというようなことを言っておりましたが、やはり今度新市になりますと、今までのような調子ではいけないのですよね。やはり人口も増えるし、また面積もいろいろとあるし、そのような中で先ほどの伊藤議長の言葉を引用すれば、片手間で行うような経営はないのではないだろうかとは私は思っております。

山中副会長（緒方町長）

ちょっとよろしいですか。今、議長の質問に出ていましたけれども、これは今、感覚で物を、実は言っているのですね。「だろう」とか。あるいは今、議長さんが、新市になって忙しいだろうと。だから、おそらく市長が簡単にできないだろうと。これはやはり「だろう」という話で、こんな場で話をしてもよいのかと思います。というのは、これはやはり1年間に10万人からの人間を治療したり、あるいは20億の予算を使っているのです。

ですからこれは非常に責任があるものなのですよね。だから先ほど言った、うちのまちづくり委員長が言った、ここで2年間でできなければ誰が責任を取るのか。これはやはり新市の市長でしょう。あるいは三重の話を、ここで私たちは決めてもよいのかなと、こういう思いであります。この文章にもあるのですが、経営が好転しない場合、この、好転しない場合というのは、何を判断の根拠にするのか。20億ですよ。20億といえば一町の予算を超えているわけですよ。これで経営が好転しない場合、少なくとも協議とか、あるいはもう少し細かいことを、これは明細を書く必要があると思いますけれども。これを一体、単純にここに持ってきた、協議書に持ってきた根拠というの

は、これは三重町の皆様方に、先ほどの議長の質問と一緒に、これも一緒にお答えいただきたいと思います。

芦刈会長（三重町長）

はい。生野議長。

生野委員（三重町議会議長）

経営が好転しない場合ということを書いておりますけれども、やはり新市の一般会計からの持ち出しというものを、そこは言っている以上の持ち出しができれば、やはりまた新たな経営形態を考えなければならないのではないかと察しているところでございます。あくまで地域医療を考えながら、そしてまた経営も重視していかなければならないというようなことは、私どもは考えられるわけでございます。その点については、今、町長さんが言われましたように、この形態が、この今の一部適用から全適に移行後、そして2年半を過ぎ、また2年たった時に、やはりこの公立医療施設の評価委員の中で評価したときに、やはりこれは経営状況が悪いなというようなことになれば、また新たなことを考えて、経営形態を考えなければならないということを感じております。

芦刈会長（三重町長）

はい。それでは次に、まだ。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

まだ、あります。

芦刈会長（三重町長）

まだ、ありますか。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

またこの協議書の中で、自立した経営に当たり、収支バランスを検討し、より収益性を図るために職員給与の見直しを実施する。そのほか外部委託、適宜適正な職員配置、非常勤職員等の柔軟な活用等あらゆる経費節減の努力を検討実施する。なお設備投資に当たっては、収益性を考慮し、経営上過大な負担にならないよう努めるということでもあります。この大半は、ごもっともであります。しかし、職員給与の見直しを実施する。ここが果たして本当にできるのかどうか。その辺を私は疑問を持つのです。こういう内容の文章が、平気でここに出てくるということ自体が、私は不思議ではないのです。ここのところをちょっと。私はほかのところは賛成ですが、この職員給与の見直しを実施するということは、どういう気持ちでこの文が入ってきたのか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

芦刈会長（三重町長）

はい。生野議長。

生野委員（三重町議会議長）

はい。職員給与の見直し等についてということでございますけれども、やはりこれは一部適用から全適に移行しますと、企業職員の企業管理になって、企業職の職員になるわけでございます。これはそのまま公務員でもよいというようなことではございますが、やはり給与等について、いろいろと話すことになれば、やはり企業職員にした方が、後々の話も割合しやすいのではないかと考えておりますし、またこの大野郡地域にある医療関係のそれぞれの看護師、事務関係の職員の方の給料と比較した場合には、非常におがた病院の給与体系は高いというようなことが言われているわけでございまして、またこの緒方から出されました資料等でもそのように見受けられるわけでございますので、そういう言葉を入れたところであります。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

はい。

芦刈会長（三重町長）

はい、どうぞ。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

そうすれば、この見直しは、合併後、すぐにしなくてもよいわけですね。それは簡潔ですね。その辺もちょっと疑問に思いますから、この件については質問をやめます。

芦刈会長（三重町長）

はい。続きまして、朝地町さん。何かありましたら。

羽田野委員（朝地町長）

今まで十分に三重町の主張、それから当該町村であります緒方町さんの主張のそれぞれを聞かせていただいたところであります。もう少し私ども頭を冷やしたいというふうに思いますので、ちょっと休憩をいただきたいと思います。

芦刈会長（三重町長）

ちょっと休憩をとということでございますので、ここで4時10分まで休憩をさせていただきます。

（休憩）

芦刈会長（三重町長）

はい。それでは協議を再開致します。

伊藤委員（緒方町議会議長）

ちょっとすみません。よいですか。

芦刈会長（三重町長）

はい、どうぞ。

伊藤委員（緒方町議会議長）

はい。協議書の一番頭の部分の2行目に、新市発足後直ちに実施するというふうに書いてあります。さらにその下には、先ほど論議になりました、全適2年半という。これは矛盾しませんか。直ちに実施するということは、直ちにですね。それから全適については2年半以内です。この辺の考え方はどのようにお考えなのか、お尋ねします。

さらに繰り出し基準のところ。国から判断基準が示されております。またこの繰り出しには、国からの交付税も措置されております。現在、この交付税の枠内で繰り出しが行われておりますけれども、これを無視するという形になれば、もらえるべき交付税ももらえなくなるのではないかという懸念も生じます。病院は新市の財政にも影響することありますので、財政的に、言い方としては損をするのが必要なのか、その辺の真意をお伺いしたいと思います。

芦刈会長（三重町長）

はい。生野議長。

生野委員（三重町議会議長）

前段の、新市発足後直ちに実施ということが少しおかしいのではないかというようなことをご質問のようでございます。これはやはり、専門委員会から出されました報告書を私どもは尊重しております。その中で、この、直ちにというものが、文言が出た場合には、やはりその報告書も骨抜きになるし、またこれがやはり、私どもと致しましては魂だろろうなというようなことで思っております。魂をこの協議書の中に入れたというようなことでお考えをいただきたいと思います。それと一般会計の繰り出しは、現在の基準ないしはそれ以下とするとこの第1項でございますけれども、これにつきましても、新市の病院があまり大きな赤字になるというふうなことになるならば、やはりこの部分は大きくなっていくわけでございますが、やはり適度な基準をし、その基準の中で繰り

出していき、さらにまた定期的に見直していくということが、やはりこの新市の経営を監視していく中では必要ではないかなということで文言を入れているわけでございます。

芦刈会長（三重町長）

はい、伊藤議長さん。

伊藤委員（緒方町議会議長）

ちょっと答えになっていないというふうに私は判断しますけれども。単なる日本語でありますから、先ほど申しましたように、新市発足後直ちにという部分につきましては、どうも納得がいけない。後の「全適2年半」、2年半の猶予があるわけですから、私は2年半でできると思っておりますけれども、どうしても経営が悪いという判断をなされたとき、それは新市の市長、あるいは議会の部分で論議をされて、これは全適である、全適でいった方がよいという判断がなされたときであるならば、私は全適の納得がいくわけでありましてけれども、今の状況であり、先ほども申しましたように一部適用でよいという形でありますから、「直ちに」と「2年半以内」は整合性がないというふうに判断致します。

それから交付税ももちろん自浄努力をしながらやっていかなければならないということは、十分に病院も承知しているだろうというふうに思いますけれども、国からの交付税を規定通りもらえないという状況に陥ったとき、その想定はされたのかどうかお尋ねします。

芦刈会長（三重町長）

はい、生野議長。

生野委員（三重町議会議長）

はい。ちょっと今の質問をもう一回言ってください。聞き落としました。

伊藤委員（緒方町議会議長）

では最初の頃。「新市発足後直ちに」は「全適2年半」というその部分の、日本語での整合性がない。いわゆる文章的な整合性がない。これはどのようにお考えなのか。それから。

生野委員（三重町議会議長）

ちょっと、待って。

伊藤委員（緒方町議会議長）

はい。そうです。はい。分かりました。どうぞ。

芦刈会長（三重町長）

はい。生野議長。

生野委員（三重町議会議長）

新市発足後直ちにということで、今、伊藤議長から、その下の「2年半以内に実施する」ということに対しての、整合性がないという指摘を受けたわけでございます。私どもとしては、新市発足後直ちにというのが、やはりこれがひとつの魂であるというような中で入れたわけでございます。ですが、そういうような形の中で、本日の協議会の出席委員の皆様方が、これが整合性がないというようなことであるならば、またここも何かの正しい文言もまたあるのではないだろうかということも考えておりますけれども、今のところは三重町としては直ちに実施するというところでご提案を申し上げているわけでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

芦刈会長（三重町長）

はい。

伊藤委員（緒方町議会議長）

よいですか。

芦刈会長（三重町長）

ありますか、はい。

伊藤委員（緒方町議会議長）

ちょっとおかしいのではないかとこの部分を生野議長はお考えのようでありますが、私は整合性がないというように

いたします。先ほど言いました繰り出し基準に移りますが、繰り出し基準も専門委員会の中で当然議論をいただいたというふうに聞いておりますけれども、この繰り出しは交付税が措置されています。この繰り出し基準を選ぶということになると、交付税の減額も予想されます。そのことは議論の対象になったのかどうか、お尋ねします。

芦刈会長（三重町長）

はい。生野議長。

生野委員（三重町議会議長）

はい。この繰り出し基準のことでございますけれども、専門委員会の中で、最後の方で添付しております、委員会の最終報告に至る経緯についてというところがあるだろうと思います。それも先般も頂いた資料の中にあると思います。その中でやはり最後の方に、今回示した経営推計は、第2回に提出されたものが正式な資料であると。

そのほかの内容を検討するために、大野郡5町2村合併協議会の事務局において再編した参考資料としたことも付記しているというようなことも書いております。後でもらいました資料については、新病院が開院致しまして、4・5・6月の3カ月間の病院の経営の数字を基に、1年間に直した推計でございます。

それを基にしながら、最終的にはやはり、第2回に提出された資料が一番正しいのであるというようなことをここでは確認しているところでございます。ですからやはり、繰り出し基準を超えない、国から来たものはやはり来たものとして頂いていくことが、やはり新市の病院、そしてまた新市の財政にもたらす影響というものは大きいのではないだろうかと思っておりますし、その来た金は、うまく最高限度に交付を受けることがよいと思っております。

伊藤委員（緒方町議会議長）

はい。

芦刈会長（三重町長）

はい。伊藤議長。

伊藤委員（緒方町議会議長）

ええ。当然、国から交付税、満額頂くのが当然であります。これは相当慎重にやらなければ、新市の財政に今度また影響するというような状況にもなるだろうと思います。そこで、先ほどから町長も委員長もお話を申し上げますように、いわゆる公的の部分、公的医療をやらなければならないということは、不採算部門も当然やらなければならないということはお分かりになるというふうに、お分かりになっていただけたというふうに判断をします。

そうした状況の中でありますので、私はこの繰り出し基準は当然に守られるということが大前提でなければならないというふうに思います。あえてこれを載せるということは、私は避けていただきたいというお願いであります。お願いというか、意見であります。

芦刈会長（三重町長）

はい。そのような意見ということであります。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

はい。

芦刈会長（三重町長）

はい。緒方町新市まちづくり委員長さん。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員会委員長）

はい。この の、全適実施後2年以内に経営が好転しない場合は独立行政法人、公設民営化等さらに独立性を高めた経営形態を「公立医療施設評価委員会(仮称)」にて再検討するという文になっております。私が疑問に思うのは、2年以内に経営が好転しない。先ほど町長が申しましたが、20億を越す事業でこれを経営致します。何を基準に好転か。好転しないということは何が基準だろうか。しかも公的医療機関としての性質上、必ずしも経営がうまくないから好転しないということはいえないと思います。

これは地域の皆さんが本当に、健康に安心をして生活ができるということは、これは数字に表れない成果であります。その辺を考えたときに、何をもちて基準とするかと。それから、なお質問したいと思いますが、最初は2年半、全適にする。しかも、それから後に、2年間で好転をしなればというふうな文言が入ってきております。計算しますと4年半ですね。新しい市長が出来て、次の市長が出来るまで、こういう文言が入ってよいのだろうか。三重町は長い間、委員会でこの問題等に取り組んできたと思いますが、果たして、この基本的な行政のサイドまで踏み込んだ内容をうのみにしてよいのかどうか。それもちょっと私は疑問に思うところであります。

芦刈会長（三重町長）

はい。私は会長であります。三重町長として少し意見を述べさせていただきます。先ほど来より、生野議長の方から縷々専門委員会の状況等につきましてはお答えをさせていただいておりますが、まず、生野委員からも申し上げましたが、三重町の町長の考え方としては、おがた病院については新市の病院として受け取らないということでございました。

しかしながら、専門委員会のいわゆる委員を、専門委員会の設置をいただき、その中で議論をいただきながらということで、議論をいただきました。そしてその結果として、12回にわたりまして専門委員会で議論いただき、その時間数にしますと、相当な時間数であったと思っております。従いまして、この専門委員会のいわゆる報告書に基づきまして、重要な部分についてぜひ新市の中で守っていただきたいという思いで、今までいろいろな角度から、町民の代表である新市まちづくり委員会、それから議会の特別委員会等を踏まえまして、そのような意見を踏まえまして、今回、協議書として出されております。三重町のそういう思いを、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

山中副会長（緒方町長）

はい。

芦刈会長（三重町長）

はい、どうぞ。

山中副会長（緒方町長）

私は十分そのことを、ほとんど承知をしているつもりであります。私どもも専門委員会のこの報告書を否定しているわけではありません。この報告書は新市で受け取りましたよと、こういうことなのですね。ですから先ほど、この報告書を受けて、この協定項目を合併までに調整すると、これらについては何ら異存ありませんというふうに申し上げているわけですね。ですから、今、会長さんが言われたように、われわれは何らこれ、はい、そうですかと受け取っているに決まっていると思います。しかしながら、このまま抜粋して、公に協議書、重要な事項といえますけれども、われわれはやはり地域医療をどうするのかと、あるいは公的な医療をどうするのかと、こういう観点から考えて、抜粋したといっても経営だけではないかと、ですからそれについては考えてほしいと、こういうふうに申し上げているのです。それをいちいち、ちょっと長くなりましたけれども、三重町さんの考え方をお尋ねしているわけです。ならばわれわれはこの協議書は、この報告書として取り扱えるのであれば、当然にそこで、はい、ありがとうございましたと、こういうことがいえるわけありますので。その辺、ちょっと何か、お考えいただきたいなと思います。

芦刈会長（三重町長）

はい。生野議長。

生野委員（三重町議会議長）

この、全適実施後2年以内に経営が好転しない場合は独立行政法人、公設民営化等さらに独立性を高めるといようなことに対して、先ほど、どういう考えの中でこれを入れたのかといいますと、平成20年度が一番、一般会計から病院への繰り出しが2億円近く、1億9144万6000円ですが、一番ピークに達するわけでございます。そのピークの時に、そういうような経営形態が良好な方向に向いていれば、やはりこういうことも考えられないのではないだろうかと思っております。

芦刈会長（三重町長）

はい。次は朝地町さん。

羽田野委員（朝地町長）

今、意見を聞いておりましたが、最後の緒方町長さんから言われた通りではないだろうかと思います。先ほど確認をしかけましたが、お互い全町村が確認をしましたように、この協定内容についてはお互いこれは確認しますよと、よいぞということでもありますから。あと、それではこの取り扱いはどうするかということになるだろうかと思います。従って、この専門委員会の報告書というのは、これは聞くところ70何時間も、夜も遅くなってでもこれはやはり作り上げた報告書ですから、やはりこれはお互い真摯に受け止めて、これはできるだけ実行に移していくというのが、これは私どもに与えられたひとつの責務ではないだろうかとこのように思います。

従ってそういう状況の中で、そういうことの中で、私どもとしては、これは新しい市にそういうふうな形でそれを受け継ぐのだということの中で、三重町さんはこういう協議書という形で出してきたと。そうするとそれは抜粋だから納得はしていないということですが、私はこの報告書そのものを認めたということは、その前段に1・2・3項目あるわけですから、その辺があるとすれば、その辺はお互いに理解して、入れるか、入れないかは別にしまして、三重町さんもそれについてはやはりはっきりと認めているわけですから。公立施設おがた病院としても、かえってそれを認めているわけですから、それは常識として認めていただきたいというふうに思います。

そういうことの中で、先ほど、一番最初、この議論に入った時に私が申しましたように、どうしてもこの協議書に対してどうするのかということでもありますから、三重町さんとしては、私はこの協議書は報告書をすべて抜粋したものであるというふうに理解を致しております。それを再度確認したいということであれば、その確認の仕方を町村長にということでもありますから、それは町村長がするよりも、この合併協議会でした方がよいのではないですか。その公的機関ですよという話をしましたので。その辺を含めて、もう一度、ほかの町村とどういうふうな形ですするのかということを確認をしていただきたい。私は確認の仕方は、町村長ではなくて、この合併協議会ですべきだということに思いますけれども、どうしても町村長でせよ、ということになれば、私はほかの町村長と話をしながら、それが絶対、今の段階でベターとすればそういう方向で話をまとめていかなければ、またこれは出るのではないだろうかというふうに思います。

そうしないとこの問題は、今、申しましたように、内容まで突っ込みますと、また専門委員会そのものをまた改めてつくらなければいけないということになります。そういうことはできないわけですから。そうしますとこの協議書、三重町さんは多分、この協議書がぜひ実行されるということだろうと思いますけれども、これは実行するということは当たり前のことでもありますから、それを含めて、私としては提案したいのは、三重町さんがいわゆる言われましたように、町村長でするのか、あるいはこの協議会の名目の中でやるのかということを含めて、今後議論を進めていけばよいのではないだろうかと思っております。

先ほども、緒方町長さんも言われましたように、あるいはまちづくり委員長さんも、この報告書そのものは理解をしますということですから、その辺を含めて、今後議論を進めていく中で、ある程度の方向が出るのではないかなという気が致しておりますので、その辺を含めて、意見として申し上げておきたいと思っております。まだこの内容については、私もいろいろな疑問点があるわけですが、これはあえて申しません。これは今後のいろいろな議論の中で、またいろいろとおいおい聞いていきたいというふうに思いますし、要はこの報告書を、これまでの議論の経過を尊重しながら、これをいかに受け入れるかということだろうというふうに思います。そういうことで、後の議論を進め

るべきではないだろうかと思ひます。そういうことで、進めていただきたいと思ひます。

芦刈会長（三重町長）

はい。続きまして、大野町さんは。先ほどの件が出ましたけれども、この三重町に対する協議書について。はい。

佐伯委員（大野町長）

今、この協議書の内容につきましていろいろと論議が交わされているわけでわけでありまして、今の論議を尊重していただきたいなと思ひています。この協議書につきまして、ただ、公立医療施設総合検討専門委員会の主要な点が盛り込まれているようであるわけですが、私もこの総合検討の中には、その役割・機能というものと併せて経営の形態ということが、2つの主要な問題があったのではないだろうかと思ひておりますので、今後のおがた病院の、あるいは清川診療所の担う役割について、この報告書の中にはきちんとうたわれておりますが、これはこの協議書、協定を、協議書を作るのであれば、この内容も含めてやるべきではないだろうかというふうに考へております。

後は、これまで論議がありましたことにつきまして、真摯に尊重をしながら議論をしていくべきではないだろうかというふうに考へているというところであります。

芦刈会長（三重町長）

はい。ありがとうございます。続きまして、千歳村さん。

阿南委員（千歳村長）

いろいろと話が出ているわけですが、この公立医療施設総合検討専門委員会が設置され、12回に及んで、熟慮に熟慮を重ねて報告書を頂いたわけですが、そのものを、私どもの新市まちづくり委員会、なおまた議会の合併特別委員会等々で縷々協議をし、譲り合うところは譲り合せて、これでよいのではないだろうかというように私どもの村では結論を頂いているわけですが。

今、この協議書等々を見ますと、もうほとんど報告書の抜粋というようなことでありまして、なおまた、それぞれこの左右に町村長が署名なつ印するということのようですが、私は、あくまでも今まで71案件の中で70案件がそれぞれ真摯に協議され、出来た経緯があるわけです。この協議会は合併に対する最高の決議機関だと、認識しております。ですからこれは町村長だけで署名なつ印するのではなく、この合併協議会の名の下に確認をします。であれば、そのように願ひする方がよいのではないだろうかと思ひますし、ずっと今までが、それぞれ真剣に、慎重に、審議をしてきたわけですが、こと、ここに来て、このようなことで、あまりもたつくということはいかなものかと思ひています。以上です。

芦刈会長（三重町長）

はい。ありがとうございます。犬飼町さん。

山村委員（犬飼町長）

ただ今、朝地町長さん、大野町長さん、千歳村長さんと、それぞれこの協議書のことにつきましてのお考へをいただいたわけですが、私は、私のところのまちづくり委員会、議会特別委員会等でまとめました報告書を実施する、新市において確実に実施するという意味で、協議書を何らかの形で作っていただきたい。そういうように犬飼町の方では決まったということをご報告申し上げたわけですが、三重町さんのこの協議書が各町村で認められる。もしそういうことで合併がスムーズにいくならば、私は千歳村長さんの言うように、この協議会の全員で確認をし、名前を連ねて、合併に向けた方がよいのではないかなと、こういうように思ひます。

私は、専門委員会の報告書が、新市においてペーパーでなく実施される、各町村とも報告書についてはそれでよいのだというふうにご理解を得ているようでございますので、もし三重町さんが出したこの協議書で理解を得られるならばそれでも私は結構だと、こういうように思ひております。以上。

芦刈会長（三重町長）

はい。ありがとうございました。先ほど、朝地の町長さんから、協議書につきまして、最後のところでございますが、合併協議会で確認をといることの提案がありました。これについては町村長と、それから議長さん、それからまちづくり委員長さんの名前を列記してというふうに理解をしてよいでしょうか。

芦刈会長（三重町長）

はい。どうぞ。

羽田野委員（朝地町長）

本来であれば、協議会長の名でいいのでは、本来であれば、ただそれがどうしても悪いということになれば、それはまた後で議論しながら、町村長だけにするか、あるいは協議会のこの全員でするかという話になるだろうと思うのです。私は、この協議会というのは最高の決議機関でありますから。ただ、あと内容はありますよ。内容はありますから、いずれにしても協議書は作る中で、この問題については対応した方がよいのではないだろうか。それと、犬飼町さんはやはり協議書が必要だと言うし、三重町さんもそうですから、協議書の内容については詰めさせていただいて、協議書でこの項については、最終的にお互い確認しようではないかということでもあります。

ただ、三重町さんが言うには、町村長でということについては多少私の方には疑義がありますから、その辺は協議会でいいのではないのでしょうか。しかしどうしても町村長ということになりますと、これはまた議論しなくてはいけないところですから、それはまた議論になるでしょうけれども。今は私の考え方ですから、あとのお二人にもそれぞれの考えがありますので、その中で対応させていただきたいと思えます。

芦刈会長（三重町長）

はい。ちょっと私に分からない部分があったものですから。はい。清川のまちづくり委員長さん。

衛藤委員（清川村新市まちづくり委員会委員長）

清川村でございます。先ほどから論議されていますように、決定的な文にというふうに私たちはこだわっているわけです。報告書を尊重するという点については、私どもは、とにかく村長もそういうふうには言っておりますから、それはよいのですけれども、本当ということはどういうことかなど。

その中に、例えば公営企業法を全適にすると職員の給料が下げられるというような感覚で書いてある。大分県で今、県の企業と、大分の水道局、別府の水道局、中津に何かあるわけです。ところが一般職より給料が安いというような資料はないと。ですからこれはやはり相当努力はしなくてはいけないだろうけれども。それからパートとか、そういうことが出ておりますけれども、これは公的保健医療機関として、最近利用する人が多いわけでありましてけれども、公的保健医療機関として医師何名という定めがあるわけです。ですからやはり人命を取り扱うことでもありますから、これもやはり幅を持って議論をしなければいけないというふうに私は思っています。

うちの診療所でもすべて機械を使っております。手書きなどというのはほとんどありません。全部機械を使っていますので、それで、そういうことでもありますから、やはり努力をするということは、これはこういう問題にかかわらず、努力をするということは、これは非常に当たり前のことでもあります。努力しても法的制限とか、できないとかというような結果が出てきたときには、これはやはり認めてもらわなければいけないのではないかと、そう思います。

そしてこういうことを後で言うのはどうかと思えますけれども、この専門委員会の報告書でありますけれども、これをないがしろにするというようなことは言っておりませんけれども、やはり清川の診療所に委員の皆さんが、朝、患者さんが集まっている時に現場を見ていただいて、そして利用者の意見などを聞いているかということでもあります。個人的には見えられた方はいるようであります。しかし組織として見えられてはいないのですね。そういうものでこれは出来ているということで私どもはちゃんと受け止めております。

それで最後にこれが、三重町さんが出された協議書ということでもありますけれども、これが法的に新市の市長を拘束する法的能力があるのかどうなのか。法的効果があるのかどうなのか。それを私は考えてみると、これは専門家に聞いているわけではありませんけれども、これはやはり疑問が

あるという大方の見方ですね。そういうことでありますので、できる限り関係者が、やはり私どもの関係者がそれでよいでしょうというような、ある程度柔軟なものにしていただければありがたい。そういうように思います。

それとこれはよくまちづくり委員会で出ましたが、公設の、独立採算が望ましい施設はほかにもある。スポーツ、文化等々。芸能。それらに赤字が出ても、それは問題にしない。医療機関だけ、なぜいけないのですか。ですからスポーツも芸能も文化もその地域の人たちの地位向上。そのことは、その人たちの人生はより豊かになる。そういう金では買えない効力を持っているわけでありますから、これが足りないからといって料金をグンと上げるとか、そういうことになっていないのです。なぜ医療機関だけが問題になるのかと、こういう議論が出ております。そういうものも申し上げて、あまり一方的に意見を持ち込まないように、やはりこの場で話し合いの着くような方法をぜひ見出していただきたい。お願いします。

芦刈会長（三重町長）

はい。ありがとうございます。今、順に各町村の意見をお伺いいたしました。清川村は、協議書につきましては柔軟な対応と。それから緒方町につきましては、ちょっと三重町の協議書につきましては納得がいかないと。それから、あと朝地の町長さんからは、この協議書につきましては三重町からも出ているし、犬飼町からも最初の意見の中で出ているので、このような協議書もやむを得ないのではないだろうかということと、それから、あと大野町さんからは、議論を踏まえて尊重していただきたいと。

それから千歳村さんからも、協議書につきましてはやむを得ないのではないだろうか。犬飼町さんにつきましては、各町村で認められれば、この三重町案の協議事項でというようなご意見でございました。今まで出されました意見を踏まえまして、ちょっとここで休憩を取りまして、各町村。はい。意見？

浅野委員（朝地町議会議長）

よいですか。1、2点、質問をしたいのですが、よいですか。

芦刈会長（三重町長）

はい、どうぞ。

浅野委員（朝地町議会議長）

おおむね、お話の内容は当方にも、中間の立場にいて理屈が分かるわけでありますが、1点だけ、ちょっと休憩の前にお伺い、確認をお願いしたいと思います。病院問題検討委員会の方ですね。報告書の方で「地方自治法第174条により委員会を設置する」という文言がございますが、三重町さんから先ほど出されました協議書の方には、その文言が抜けているのですね。「地方自治法第174条」というのが落ちて「委員会を設置する」と出ているわけですが、これは協議書の性質上、抜けたということですか。それとも何かお考えがあつてか、お伺いをしたいと思います。

芦刈会長（三重町長）

はい。生野議長。

生野委員（三重町議会議長）

はい。「地方自治法第174条により委員会を設置する」という最後の結びになっております。これは、174条は委員を選任することもできまして、委員会になりますと138条の「付属機関としての会」というようなことで、これでは少しおかしいのではないかとということに気付いたところがございます。

報告書に記載されている地方自治法174条は専門委員、今言いましたように関する規程であつて、ルールを解説しますと、ここでいう「専門委員」は地方自治法138条の4の第3項という「執行機関の付属機関」に該当はしないかということなのです。

ですから従って、評価委員会の定義の中では、地方自治法第174条を持ち込むことは適切ではないと判断を致しまして、削除したところがございます。

芦刈会長（三重町長）

よろしいでしょうか。それではここで休憩を取らせていただいてもよろしいでしょうか。はい。それでは5時10分まで、休憩を取らせていただきます。

（休憩）

芦刈会長（三重町長）

はい。協議を再開させていただきます。先ほどの協議の中で各町村の皆さんの意見を踏まえまして、今、町村長で協議を致しました。なかなか、この協議につきましては、かなり長時間、協議をしたわけですが、解決に至っておりません。

従いましてお諮りをしたいと思うのですが、特に緒方町、三重町、それから清川村のことが、この中で大きな議論の焦点というふうになっておりますので、お諮りしたいのですが、ちょっとまたしばらく休憩をさせていただいて、3町でちょっと協議をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。（「はい」等の声が聞こえる）はい。

高野副会長（千歳村議会議長）

ちょっとよいですか。ただ今、言っておられましたが、本会議はどこの町村のために、誰のためにやるのですか。もうちょっと真剣になってやってもらいたいと思います。もう5時。本日、あまり長くなれば、もう私たちもあすの仕事もあるし、大変なのです。そここのところの事情も考えてください。よろしく。

芦刈会長（三重町長）

はい。今、副会長であります千歳の議長さんから意見も出ましたが、そのようなことももちろん重要と考えながら協議を進めさせていただいておりますが、ちょっとしばらく休憩を取らせていただいてもよろしいでしょうか。

委員

はい。異議なし。

芦刈会長（三重町長）

はい。ではよろしくお願いします。

（休憩）

芦刈会長（三重町長）

はい。大変長らくお待たせ致しました。それでは協議を再開させていただきます。はい。それでは意見を伺いたいと思います。

芦刈会長（三重町長）

はい。どうぞ。

山中副会長（緒方町長）

皆様方には大変時間をかけて、誠に申し訳ないと思っております。私どももざっくばらんにお話を申し上げたわけですが、特にこのおがた病院の歴史の中では救急、あるいは小児、また公的な医療の、これらがどうしても理解をしていただかないと、こういうことにやはりこだわりを持っております。先ほどずいぶん議論をいただいたわけですが、これらについて、三重町のこの協議書の中に謳われていないけれども、この背景を、考え方を、今一度、三重の議長さんなりにお答えをいただいております。こういふことでもあります。

芦刈会長（三重町長）

はい。三重町の議長さん、お願いします。

生野委員（三重町議会議長）

はい。町長さんの方から、この協議書に対しての背景をというようなことでございます。先ほど論議をしていた中で、私どもとして、言い落としたところもあるのではないだろうかと思っておりますので、確認のために申し添えておきたいと思っております。

この協議書の「新市発足後直ちに実施すること」ということで論議をさせていただいたのですが、三重町としては、新市発足後、委員会を直ちに立ち上げ、検討を始めるという意味でございます。それと公立おがた総合病院の地域医療についてどのように考えているかというようなことではないだろうかと思っておりますが、三重町と致しましては、地域の医療確保のため、政策的医療、そして二次医療を担う公立おがた総合病院の役割・重要性を、三重町と致しましては十分認識致しております。

さらに清川村国民健康保険直営診療所につきましては、医療・保健・福祉の総合提供、いわゆる地域の包括ケアを基本的な役割として、三重町はそのことに関しまして、十分、地域医療に対することの、認識しておるというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

芦刈会長（三重町長）

以上のようなことですが、よろしいでしょうか。はい。そのほか、ご意見はございますか。はい。緒方町新市まちづくり委員長さん、どうぞ。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員長）

今、町長が申し上げましたとおり、緒方町と致しましても、ここで何らかの決着を着けなければならぬというようなことで、はっきり言いまして、あまり喜んでいくということにはなりませんけれども、ひとつお互いに努力をしようということでございます。

公立医療施設総合検討専門委員会の報告書を協議書に添付することについて、確認をお願いしたいと思っております。

芦刈会長（三重町長）

はい。ただ今、緒方町の新市まちづくり委員長さんの方から、協議書に専門委員会の報告書を添付していただきたいということでございますが、皆さんにお諮りいたします。異議はございませんでしょうか。

全員

異議なし

芦刈会長（三重町長）

はい。ありがとうございます。そのほか、意見はございませんか。

芦刈会長（三重町長）

はい。緒方町新市まちづくり委員長さん。

大塚委員（緒方町新市まちづくり委員長）

ただ今、皆さんの「異議なし」ということで確認をいただきました。本日のこの合併協議会の結論の確認のあかつきには、5町2村の合併の完結までの徹底した努力をすることを、皆さんでまたここで確認をお願いしたいと思います。

芦刈会長（三重町長）

はい。今、まちづくり委員長さんから、合併完結に向けまして徹底した努力をお願いしたいということでございますが、このことにつきまして、異議はございませんでしょうか。

全員

異議なし。

芦刈会長（三重町長）

はい。ありがとうございました。以上のようなことで、この三重町から出されました協議書につきましては、確認の上、原案に賛成の方の挙手をお願いします。

はい。挙手、全員であります。ありがとうございました。以上で協議第 61 号「病院・診療所の取扱い」につきましては協議を終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

はい。それでは続きまして、その他でございますが、今後のスケジュールについて。

赤嶺事務局長

今後のスケジュールにつきましては、資料の 2 ページであります。本日、協定項目につきましてはすべて確認が終了致しましたので、今後の協議会のスケジュールにつきましては、改めまして町村長連絡会で協議の上、ご通知を申し上げたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

芦刈会長（三重町長）

はい。委員の皆さん方から、その他で何か意見等がございますでしょうか。はい、どうぞ。

森委員（清川村長）

その他ではないのですけれども、先ほどの協議の継続ということで、私は意見だけ出したいと思っています。この協議書の後の、町村長の判ですね。確認の判ですね。この判の重みをどういうふうに考えているのか、ここをちょっと議論というか、回答を欲しいのですがね。考え方を述べていただきたいと思いますが、この後。

芦刈会長（三重町長）

はい。生野議長。はい。

生野委員（三重町議会議長）

その重みというものはやはり、新市の市長にやはり現在の町村長さんでしっかりと引き継ぐというようなことをお願いいたしたいと思っています。そのような意味を持っているわけでございます。

芦刈会長（三重町長）

はい。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。そのほか、その他で意見はありませんか。はい、千歳の議長。

高野副会長（千歳村議会議長）

ただ今の協議書の件であります。これはやはり各町村長さんの名前ですが、やはりこれは協議書といえ、先ほど清川のまちづくり委員長さんが申されましたように、協議書、協定書等、やはり法的効力はどうなるのかなと思ったときに、この巻頭に「念書」もしくは「覚書」と入れて、またちょっと、法的に、無理に、詳しく書くと、詳しく書かないと、整理をしていただきたいと思っています。以上です。

芦刈会長（三重町長）

はい。今、千歳村の議長さんから、はい、どうぞ。

羽田野委員（朝地町長）

今、清川村長に確認しましたように、私ども、町村長として責任を持って、これはやはり申し伝えなければいけないわけですから、協議書としてこれが確認されたわけですから、私どもも責任を持ってこれは市長に伝えるということで、お互いが責任を持って職印をつくわけですから、これは当然拘束なのかは分かりませんが、はっきりしたひとつの公文書であるというふうの確認をいたしたいと思っています。職印というのはそんなに何でも押すというのではなくて、やはりある程度ははっきりしたものについて、今回の場合は協議書という形で確認をさせていただいていますので、私は一番最初に話をしましたように、町村長で押すべきか、あるいは協議会で押すべきかと

いう話になりましたが、最終的にはやはり町村長として確認をして、それを、責任を持って、後の市長に申し伝えるという印鑑だということでもありますから、私はそれでよいというふうに思いますので、そういうことでこの協議書については確認をさせていただきたい。私はそう思っております。

芦刈会長（三重町長）

そういうことで、よろしいでしょうか。

高野副会長（千歳村議会議長）

はい。

芦刈会長（三重町長）

はい。生野議長さん、どうぞ。

生野委員（三重町議会議長）

緒方の町長さんにちょっと伺いますけれども、新しい病院が出来たわけですが、旧緒方病院の跡地についてはどのように考えておられるのか、それだけはお聞かせいただきたいと思いません。

芦刈会長（三重町長）

はい。緒方町の町長さん。

山中副会長（緒方町長）

緒方町の旧病院の建物については、土地・建物が病院の物件でありますので、病院の財産でありますから、これは病院が取り壊すというか、そういうことでもあります。さら地に致しまして、土地が、私どもは大変、優良物件と思っておりますから、いろいろ町が買おうと。相当対価として、病院が払うというようなことです。これを町は宅地として造成をして売ると、こういう予定であります。

生野委員（三重町議会議長）

はい。

芦刈会長（三重町長）

はい、どうぞ。生野議長さん。

生野委員（三重町議会議長）

その事業を、16年度中に実施するのですか。

山中副会長（緒方町長）

当初は、これは新規事業、今年の4月に、新規事業の中にこれを入れております。ただ、建物を壊すにも億という費用がかかるようでありますので、これをこの合併協議のさなかに、先ほどこの収支計画も資料として出しましたけれども、この特別損失・特別利益を入れたものを見せると、非常に資料として分かりづらくなるので、一応合併協議が終わって、病院自体も、実は事務的にも開院の準備、あるいは合併協議の資料作りで事務員が手いっぱいあります。

ですからその事業には、実質なかなか掛かれないという事情もありましたし、またそういう背景もありましたので、これは落ち着いてから、病院の予算の中で、枠組みの中で処理をしていきたいと、かように考えています。

生野委員（三重町議会議長）

はい。

芦刈会長（三重町長）

はい、どうぞ。

生野委員（三重町議会議長）

それでは16年度に実施するという事でよいのですか。

山中副会長（緒方町長）

できれば私は、あまり建物を放置しておきたくないので、16年度には掛かりたいと思いますけれども、これは若干、壊すのに国との協議もあります。あるいは、病院の建物というのは放射線とかいろいろと扱っているものですから、いろいろと調査もしなければなりませんので、ちょっと時間的に、掛かっても今年度中に終わるかどうかなどというのは、ちょっと今、私も自信を持ってお答えはできませんので。いずれにしろ、そういう予定であるというふうにご理解いただきたいと思います。また、購入をして分譲するというのが16年度中に可能かどうかというのは、ちょっとこれもまた疑問でありますので。これは将来、土地を有効に生かすためには、これは今やっても、1,2年後でも私は可能だろうと思います。

生野委員（三重町議会議長）

はい、分かりました。

芦刈会長（三重町長）

そのほかでございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

委員

はい。

芦刈会長（三重町長）

はい。それでは議長解任のごあいさつを申し上げます。本日は本当に、委員の皆様方には休憩を挟みまして、長時間ご議論をいただきまして、ご協議をいただきまして、誠にありがとうございました。これまで継続協議となっておりました協議第61号「病院・診療所の取扱い」につきましては、本日、協議決定をいただきまして誠にありがとうございました。協議の開始から本日まで52項目71案件を、すべて決定をいただきました。委員の皆様方のご労苦に心から感謝と御礼を申し上げまして、議長の座を下ろさせていただきます。大変ありがとうございました。

赤嶺事務局長

それでは閉会のごあいさつを副会長であります千歳村の議会議長、高野議長にお願いいたします。

高野副会長（千歳村議会議長）

皆さん、大変長時間お疲れさまです。以上をもちましてすべての協議を閉会致します。どうもご苦労でございました。

芦刈会長（三重町長）

どうもありがとうございました。（拍手）

会長（三重町長）

議事録署名委員

清川村議会議長

朝地町新市まちづくり委員長